

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

8. 会議の経過

令和8年3月10日（火）午前10時02分開議

○委員長（澤田敦士君） ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案19件、請願1件、陳情1件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第19号、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう財政支援の実施等を求める意見書の提出を求める請願について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第19号を審査するに当たり、田中なつみさんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（澤田敦士君） 田中さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは、田中さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（田中なつみ君） 私は、国への意見書請願を提出した社会保障推進我孫子市協議会の田中と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

我孫子社保協は、ここ数年我孫子市議会に国保税の値上げをしないでほしいと求める請願を繰り返してまいりました。一昨年はみなし不採択、3年連続値上げとなった昨年は国保に対する国庫負担の激減が国保財政赤字の最大の原因であると考えて、国庫負担を元に戻すように求める国への意見書請願といたしました。

事業者負担がない国保には国庫負担が不可欠ですが、1984年の改正で大幅に削減され、我孫子市だけでは連続値上げしかないのではと考え、国への意見書としたのですが、これも不採択。

赤ちゃんが生まれて家族が増えれば均等割が加算される。高過ぎる国保税は、我孫子市でも常に2割の滞納世帯があります。3年連続の値上げ額は、合計すると平均約2万円を超え、家計を圧迫しています。3年連続値上げをして、今年やっと我孫子市の国保財政は黒字になりました。

しかし、3月議会に4年連続の値上げとなる議案が出されることを知りました。それは、2024年に国が創設した子ども・子育て支援金制度の財源を全ての医療保険に上乗せして徴収するという仕組みが、この4月から実施されることになったからでした。2024年の法案審議の国会では、3.6兆円という少子化、子育て支援に関する必要な財源を全ての医療保険に上乗せしてつくと

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いう新たな仕組みづくりに対して、断じて認められないとの反対意見が噴出しました。

なぜ、少子化対策を社会保障の枠内だけで確保しようとするのかとの質問に対して政府は、社会保障関係費以外の歳出改革で得られた財源は防衛力強化のために使うと答弁し、防衛力強化のために少子化対策の名による社会保障削減を合理化する答弁に驚きました。当時の岸田首相は、国民に新たな負担を求めるものはないと繰り返していましたが、医療保険への上乗せで生み出す支援金制度の導入は国民の負担増そのものです。児童手当の拡充など、支援金の使い道には不十分ながら国民が願う項目が入っています。

しかし、少子化対策、子育て対策という国の基本政策の財源を全ての医療保険に上乗せしてつくるというやり方は、税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませてつくると極めて異例な仕組みです。

日本が誇る国民皆保険制度は、国民の疾病、障害、老齢など、命、健康リスク発生への備えです。その医療保険料に医療給付とは別の目的で上乗せして財源をつくる仕組みは全く筋違いです。このやり方が前例になれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用されることになり、納得できません。

さらにこの子育て支援金は、2026年から3年間段階的に引き上げられることになっており、国民負担増そのものです。子どもは国の宝、子ども・子育て対策は国の予算の中心に据えるべき大切な内容であり、国が責任を持って予算を組むのが当たり前ではないでしょうか。

必要な財源を社会保障削減と国民負担によって賄おうとする政府のやり方に対して、我孫子市議会として国に意見を提出していただきたいと願って、請願提案者としての発言を終わります。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（澤田敦士君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第19号、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう財政支援の実施等を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（船橋優君） おはようございます。紹介議員の船橋です。

今の意見陳述にあったように、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、支援金額を国民健康保険税に上乗せすることは、公的医療保険の目的から私は大きく逸脱していると思います。子育て支援は国庫負担で対応すべきだと思います。

今、日本は、米国の要求に応えた大軍拡で軍事費が9兆円と突出し、憲法に反し戦争する国づく

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

りになってきているように感じています。私はこういう予算を充てるべきだと思います。

どうか委員の皆様、請願よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（澤田敦士君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第19号、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう財政支援の実施等を求める意見書の提出を求める請願について、発言があれば許します。

○委員（坂巻宗男君） 1点だけ、会派の見解として言わせていただきます。

といいますか、会派の中でこの請願について議論させていただいた中で、今の請願の提出者、紹介議員の方々の御意見のある意味趣旨はもっともじゃないかというふうな意見が会派の中にもあります。一方で、今回お話にもありましたように、議案と絡む関係ということ——5号議案になるかと思いますが——になってくるという中で、ある程度この国の制度ということの中で、やはり子ども・子育てをどこかでしっかりと確保をして、これからの日本全体の子育て支援を充実させていくという制度をつくっていくということは、ある程度やっていかなければならないんじゃないか、やむを得ないんじゃないかという2つの見解があるという中で、私たちの会派、意見、そのように2つあるということをちょっと意見としては申し上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

請願第19号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

続きまして、陳情について審査いたします。

陳情第9号の1、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について。

本件につきましては、陳情者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

お諮りいたします。陳情第9号の1を審査するに当たり、小泉三男さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（澤田敦士君） 小泉さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは、小泉さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（小泉三男君） 私は、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について述べたいと思います。よろしく申し上げます。

皆さんに文章はお渡ししてありますが、割愛して読んでいきます。

私は、我孫子市から国保後期介護保険の資料の提供を受けました。また東葛5市を訪ねて、国保と介護保険のパンフレットなどの資料を収集し、陳述します。

私は単身で間もなく73歳となりますが、年額167万円弱の年金、月13万9,000円での生活ですから、我孫子市の生活保護基準程度の暮らしです。我孫子市の住民税非課税世帯は、総世帯数の2割を超えています。一方で、我孫子市の1人当たりの所得は、千葉県内の11位となっていて、裕福と貧困の収入格差がますます広がりを見せているといった状態にあり、国保も後期加入者も同様です。

国保、後期高齢、介護保険それぞれが命と健康を守る上で、生きていく上で欠かせない制度です。仕組みの中に低所得者への配慮がなされておりますが、同時に陳情する保険税一部負担金の減免もしますといった法律に沿って、困った住民が制度を活用できるように求めます。現状、申請実施件数がほとんどなく、形骸しているのではと考えています。

資料を見てみますと、同じ制度の保険なのに、我孫子市のと他市では相当違います。柏市の令和7年版国保パンフにはこうした記述があります。国は、都道府県ごと保険料水準の統一を進め、同じことが千葉県でも行われているために、柏市は標準保険料との乖離額2万円の解消に取り組んでいる。なお乖離による保険料収入の不足は、市税等で補填しているとあります。国保加入者の責任がないのに、県からの要請で他市の保険料を賄うことで負担をさせられないから、市税で補填しているのです。

我孫子市は考えが違います。国保は、加入者の低所得化が進む中で、滞納世帯が3割弱に及び、滞納世帯に対し短期証を254、資格者証を94世帯と1割強世帯を処分しています。国保法第77条による保険税の申請減免実施は2件、国保法44条による窓口一部負担金減免に至ってもほとんどなく、申請がそもそもゼロ件です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

後期高齢の滞納は238人で、滞納者に対して令和4年度4人、5年度に5人、短期保険証を交付としています。保険料滞納に対する差押処分は5件、国保への差押えも158件あります。

介護は滞納人数が497人、保険料の軽減免除制度がありながら実施はゼロ、利用料の軽減制度もありながら実績は震災被害者で1件等です。介護保険料は各市で独自に決めています。東葛各市と比較すると、所得金額1,500万円以上の方への保険料設定には大きな違いがあります。

憲法25条で、国民は最低限度の生活を営む権利があるとして、我孫子市の職員もこれを尊重、擁護すると宣言して入職し職務に励んでおります。

この陳情する減免を実現するには、きちんと住民に知らせることがより必要と思います。そして困難者からの訴えがなくても、住民の収入、経済状況を知る担当課税課、福祉課といった職員はもちろんのこと、医療、介護サービス提供機関等の従事者とも連携して、費用が工面ができない方の支えとなって減免利用の支援があれば、大事な命が失われたり介護状態が悪化することのないようにできると思います。

議員の方も同じように生活相談等での御奮闘をお願いします。

国保、後期高齢の窓口で現在、滞納すると処分しますと大きくポスターが掲示されています。同じように、支払いがお困りのときには申出くださいと、より大きなポスターの掲示が必要だと思います。申請書がすぐに手元に取れる配慮も必要です。簡略で即決できる申請方法であるべきと思います。安心感が増しますし、さらに市役所への信頼感も増えると思います。

以上、御検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（澤田敦士君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

陳情第9号の1、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

陳情第9号の1に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午前10時19分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

請願及び陳情に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

請願第19号、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う保険料負担が実質負担増にならないよう財政支援の実施等を求める意見書の提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（澤田敦士君） 起立少数と認めます。

よって請願第19号は不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第9号の1、憲法第25条、住民の生存権保障が実施されるよう求める陳情書について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（澤田敦士君） 起立なしと認めます。

よって陳情第9号の1は不採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時24分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第3号、我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 議案第3号、我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

初めに、提案理由についてですが、本改正は、障害福祉サービスをはじめとする市の障害者支援に関する事業の安定的及び継続的な運営を維持するため、支給対象者の範囲を見直すものです。

次に、説明資料の4ページを御覧ください。

改正の概要は、支給対象者の範囲について、千葉県 の 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

者福祉手当給付事業費補助金交付要綱の対象者及び20歳未満の心身障害児とするものです。

具体的には、県の補助対象である20歳以上の重度知的障害者と寝たきり身体障害者を引き続き支給対象とし、市の単独助成で対応していた身体障害者、精神障害者、寝たきり障害者等の新規の受給申請については、受付を終了することとします。

また、心身障害児については、支給対象年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げます。これにより、知能指数が50以下で日常生活に介助を要する知的障害者及び身体障害者3級並びに精神障害者2級の方は、支給対象期間が2年間拡大されます。なお、条例改正前に福祉手当を受給されている方については、改正後も経過措置を設け支給を継続します。

この見直しにより、今後も需要が増大する自立支援給付のサービスを充実させ、市の障害者支援事業の安定的、継続的な運営を維持してまいります。

この改正は、本議会で承認を受けることができれば、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（山下佳代君） 説明ありがとうございました。

今回、この我孫子市独自の福祉手当で、この対象が身体障害、精神障害、寝たきり高齢者を対象外、廃止するという理由をお聞かせください。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 今回の見直しは、県の補助対象事業との整合性を図り、市の役割を明確化すること、そして、障害の特性や他の支援制度とのバランスを考慮した結果でございます。

身体障害や精神障害をお持ちの方の多くは、障害基礎年金等を受給されております。また、これらの皆様には、国の制度である自立支援給付や介護保険サービスの中に、状態やニーズに応じたより専門的かつ手厚いサービスが整備されております。

今後は、市の単独手当という形に変わり、専門の相談員が一人ひとり状況を丁寧に伺い、適切なサービスにつないでいくことで、皆様の生活を支えてまいります。

対象として残ります知的障害者と寝たきり身体障害者への手当は、県の補助事業の対象となっております。市と県の役割分担を明確にし、連携を強化する観点から、これらの事業は継続すべきと判断いたしました。

○委員（山下佳代君） ありがとうございます。

それで、これ新規の方が対象外となることで受給者何人になりますか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 身体障害者が60人、精神障害者が5人、寝たきり高齢者が5人、合計70人が1年間対象外となる見込みでございます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（山下佳代君） 福祉手当の受給者は心身に障害を抱えて、御家族も大変な中、今後の収入を増やしていくことが難しい状況だと思いますけれども、この既存の対象者はそのままずっとまだ手当を頂いて、新規の方が対象外になるということなんですけど、これって違法性とかというのはないのでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） こちら、違法性といったところについては、協議を重ね、検証し、ないことを認めてきております。具体的には、新規に対象となられる方に関しましては、この制度がないものとして、手当がなくてもサービスを受給するですとか、今のサービスを利用して生活できるように支援をさせていただきます。

ただ、これまで手当を受給されてきた方というのは、障害者であるというようなことですとか、それぞれの生活設計が既にこの手当があつてという生活をされているので、その方々に関しては手当を経過措置をもって支給させていただくという判断をさせていただいております。こうした経過措置をもって対象を残すということは、特に行政の中では一般的ではありますが、特に障害者に対してであると、さらに違法性ということについては、議論にならないと確認しております。

○委員（山下佳代君） ありがとうございます。

この我孫子市独自のすばらしいこの福祉手当制度だったので、対象者の方々への丁寧な説明をよろしく願いいたします。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

山下委員と重なるところあるかも分かりませんが、まず、この説明資料とそれから議案書を見させていただいて、令和8年の第1回事務報告の6ページも併せて見させていただきました。

その中で身体障害者手帳所持者数が合計3,316人。これ1級から6級、各障害という、ずっとすごいあるのでちょっとそこは省略しますが、それから療育手帳所持者数が、知的障害、合計1,124人。精神障害者保健福祉手帳所持者数が、精神障害で1,569人と、細かく本当にあるんですが、この中で、説明資料の4の心身障害者児、それから重度知的障害者、身体障害者、精神障害者、ねたきり身体障害者、ねたきり高齢者等と書かれているんですが、それぞれの人数を教えてください。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 現在、心身障害児が19人、重度知的障害者が117人、身体障害者が573人、精神障害者が41人、ねたきり身体障害者がゼロ人、ねたきり高齢者が9人となっております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

その中で、先ほどと同じになるかも分かりませんが、今回、18歳未満から20歳未満、その人数が合わせてその中で70人という理解ですか。それでよろしいですか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 来年度の見込みで、対象とならなくなる方が合わせて

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

70人と想定しております。

○委員（西川佳克君） あと、その中で、こちらの説明資料の中にも知的障害者等の知能指数50以下、身体障害者1級、2級、3級、精神障害者1級、2級というふうにならわられていまして、この中、ちょっと私勉強不足で恐縮なんですけれども、重度の方、それから中度の方、軽度の方と、こういった大きく3つに分かれているんですが、このあたりの人数も教えていただいていた方がいいですか。特に知的障害のほうの内訳というか、級と重度と中度と軽度というのがよく分からないので、改めて確認させてください。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 令和7年度の1月末現在の数字で、総数が1,124名いらっしゃるんですが、知的障害のほうで重度401名、中度255名、軽度の方が468名となっております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

その中で、こちらの改正後の中に、改めて下の身体障害者も精神障害者も含まれるんですが、これの中で先ほど言われた19名と、こういう理解でよろしいですか。つまり重度、中度、軽度というのが入っているの。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） 心身障害児総数の中に、こちらの方々も含めて19名となっております。

○委員（西川佳克君） 分かりました。ありがとうございます。

国や自治体は、社会福祉を充実させるためにも、障害者の方々の地域生活を総合的に支援するための条例やサービス、あるいは施設整備、補助等があると思いますが、非常にこういった自治体における条例の改正には様々な御意見もあると思いますので、丁寧に説明をしていただきながら、今後、皆様のこういった多様化する社会の中に、しっかりと市も支援対策をしていただきたいと思います。

最後、御答弁よろしく願いいたします。

○障害者支援課長（竹井智人君） 今、国の障害者福祉サービスの制度というのはとても大きなものとなっております。なので、どちらかというと、やはり手当、現金での給付というものもあるはあるんですが、どちらかというと福祉サービスの充実のほうに主眼が置かれております。

この今年の4月からは、福祉サービスのまた見直しも図られておりまして、これからどんどん福祉サービスの充実というのは図られています。なので、私どももそういった情報をちゃんと受けながら、あと手当等、こちらも広報等に周知いたしまして、十分な説明ができるように努めてまいりたいと思います。

○委員（坂巻宗男君） 今お二人の委員の方からお話あったんですけども、今回我々もこの議会、19本の議案が出て、大変な審議になって、なおかつこれが最初ということで、重たいものが最初

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

に来て、我々としても皆さん同じ思いでちょっと困ったもんだというふうな形なんですけどね。

私も担当課の方と2回、3回、お話をさせていただいて、福祉のこれから、支援費など自立支援の関係で、そういったもののサービスが充実してきたということが背景にあって、やはり制度を改正していこうというようなことなども十分理解をしているつもりでありますし、我孫子のそういった意味での障害の福祉サービスなど、本当によくやられているなというふうにも評価をさせていただいているところなんだけれども、今回のこの福祉手当というのは改めて、今、いろんな障害の方の数なども西川委員のほうからも出たけれども、そういう中で今回だとトータルでは今のところ759名に対してこの手当が出ていますね。これは障害の方の中でも、ある程度重い方、かついわゆる所得層の低い世帯、そういう経済的に困窮される方に出されている手当ということでよろしいですよ。

○障害者支援課長（竹井智人君） はい、坂巻議員のおっしゃるとおりです。比較的重たい方たち、重度の方たちに出ている手当でございます。

あと所得制限がございまして、非課税世帯の方には全額出ておりまして、あと住民税均等割の方たちには半額が支給されているという形でございます。

○委員（坂巻宗男君） そこは今回の改正条項ではないけれども、そもそものこの福祉手当支給条例のいわゆる7条のところの支給の制限というところの、今のお話が、1号の部分に当たってくるというふうに思います。

ですから、この手当というのが障害の重い方で、かつ経済的に厳しい方。まずちょっとトータルの金額でお聞きしますが、この759名の方にはどれぐらいの金額が今出ていて、制度改正をして今度同じ条件なんだけれども、新しい方には、先ほどだと70名を想定しているということですが、この方々には支給がされなくなるということ、そこはどれぐらいの金額を想定しているのか、それぞれお聞かせいただけますでしょうか。

○障害者支援課長（竹井智人君） 令和7年度の予算ベースになるんですが、こちら全体の方には5,720万3,000円の予算が取られております。

そして次に、幾らぐらいその70人の方に出ているのかというお話ですと、こちらの方が1,027万6,000円ぐらいを想定しております。

○委員（坂巻宗男君） ごめんなさい、もう一回確認しますが、多分70名というふうなお話だったかと思うんですけど、それで1,020万円ぐらい出ますか。

○障害者支援課長（竹井智人君） 申し訳ありません、間違えました。

70名の方に出ている分としては、308万円程度になっております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

ちょっと数字が事前に聞いていた数と違ったので確認させていただきました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

つまり年間300万円程度これで削減する今回の改正だということですよ。

私はいろいろ考えたけど、今の結論的に言うと、これは出し続けてあげたらどうなのかなというふうに思うんですね。やっぱり今繰り返すんですけど、障害の重い方で、かつ経済的に困窮をされているような方への手当なんですね。我々が税金を払っていろんなことにサービスとして使われたり、市の事業、国もそうですけど、いろんなことにあるんですけど、やっぱりこういう福祉の手当というのは、本当に税金として行うある意味では最たるものではないかと思うんですね。だから、どっかで削らなくちゃいけない。当然他市との制度の違いもあるし、他市では出ているけど我孫子で出ていないってもちろんあるんですけども。

だけど、今既に出ていって、それで支給をされている方がいて、ところが4月1日からは同じ条件なのに、同じ程度の障害の方には出て行かなくなっちゃうよということも、やっぱり市の中での制度のありようとしてもちょっと、私は先ほど違法性はないというお話はあったんだけど、やっぱり検討の余地はあるんじゃないかなと思うし。これが300万円という数値なんであれば、私、本会議でもお話ししたけど、市税なども今伸びていますし、これからリサイクルセンター等々、非常に厳しい財政状況になってくることももちろんあるんですけども、とはいえ基金だってまだ積み上げられているところもあるし、そういうことでいうと、今ここでこの300万円を減額していくということは、私はもう一度検討し直していいんじゃないかなというに考えているんですけども、いかがでしょうかね。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） こちらの手当が創設された当時には、障害者を支える福祉サービスの制度が未成熟であり、市単独の現金給付で生活を下支えする必要がございました。

しかし、現在では、障害基礎年金や各種手当、特に障害福祉サービス、国や県の制度などが重層的に整備されております。制度開設当時には、御家族の方が担っていた介護負担というものが、今、制度で担われているという状況ですので、今後、市のサービスにつきましては、現金給付よりもサービス、現物給付というところに力を入れていく必要があるのではなからうか。これに伴い、自立支援給付費も8年前に比べて約2倍というような状況で伸びております。市の限られた財源を適切に配分し、必要な方に届けていくために、今回の改正を検討させていただいております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

特に自立支援給付などは、本当に毎年億単位で増えていっていますよね。その辺は、私なんかも予算とか決算とか、そういったところで確認をさせてもらって、そのサービスの充実度合いなどを、ある意味ではいい形で増えていっているなというふうに確認しているところなんですね。

だから繰り返すんですけど、そういう意味での我孫子の障害福祉のサービスというものというのは、本当にいい、高い水準で維持されているんだろうというふうにも認識しています。ある意味では、だからこそと言ってもいいのかもしれないんですけども、どうも他市のこの近辺の比較などを

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

してみても、まだ他市としてもこういった制度は残しているというふうなお話も聞いています。ですから、そういう状況の中で、確かに自立支援費などが拡大していった、国・県のサービスも充実してきたから、そういった中で、制度というものが時代とともに変わっていくというものも当然ありますよね。だけれども、今私はこの時点で、この手当を減額するという改正は、考え直してもいいんではないかなと。

1つ、ちょっと参考事例として、お話を聞いて、今回から新しい方、同じ障害状況で経済状況であるにもかかわらず、ある人は前からもらえているからもらえますよ。ある人は、もう制度が変わったからもらえませんよというふうに、我孫子市の中で2つの制度ができてしまうみたいな状況。これほかにもあるんですかというふうなお話を伺ったところ、かつて重度障害者医療費の支給に関する条例、これを改正したということ、平成27年の6月議会だと思うんですが。当時、私これ、改めて議事録なども確認したんですけど、ちょうど私も委員をしていて、当時は実は生涯学習部長の菊地部長が障害のほうの担当で、そのときやり取りをさせていただいた議事録になっているんですけどね。

その制度なども、65歳以上か未満で切り替えますということで、65歳以上の方は、この医療費の支給をある意味で受けられなくなりますというふうなことの説明があったんだけど、実はそのときには代替措置というものがあって、今度この制度では受けられないんだけど、後期高齢者医療のほうでその代替措置というものができているので、こちらに切替えますということだったんですね。だから、そういうことであると、確かに納得感というか、制度上、国の制度などが新たに出てきたことで受皿があるから、市の制度はやめますというふうなことは分かるんですね。

ところが、今回のケースでいうと、どうしても自立支援費、サービスの充実はあるというのは理解はするんだけど、直接的にこの手当に代わるような代替措置というのはいないんではないか。そういう意味では、これちょっと我孫子市の事例としては初めてのようない事例になるんではないかなというふうに考えるんですけど、その辺いかがでしょうかね。ちょっとお答えできますかね。

○障害者支援課長（竹井智人君） 坂巻委員おっしゃるように、当時重度医療の制度改正のときは、65歳以上高齢者医療に移行ということができていたので代替措置としてありました。

ただ、今回の見直しにつきましては、それこそ制度の充実ということをもって見直しの理由と考えております。本当に金額的なことになってしまうんですが、それこそ9年前の平成28年と比較しましても、1人当たりの給付の月のお金というのが、以前平成28年には1人当たり15万9,479円、一月支給していました。ただ、これが令和6年度の実績で見ますと、1人一月当たり19万5,534円に増加しております。これは手当で言いますと、一月出ているのは8,650円という金額ですので、金額換算しますとかなり以前に比べて皆様利益を得ているというような話にはなってしまいます。なので、実際、現実的なサービスを受けております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ただ、こういったサービスを充実させていくため、継続的に安定的にサービスを提供させていた
だくためには、市の単独費で出している、ここの手当については見直しをせざるを得なかったとい
うところが、今回見直しを提案させていただいた理由の一つでございます。

○委員（坂巻宗男君） 私からは最後にいたします。

十分なやり取りもさせていただいているから、担当課としてそういう福祉のサービスをさらに充
実させていきたいんだという思いも理解しているつもりではあります。ただ、先ほどの重度障害者
医療の代替措置などと比較しても、やはり手当というものの違いはどうしてもあるんですね、
サービスそのものと手当てというものは。だから、手当の代替措置というものがあるのであれば直
接的に理解はできるんだけど、やはり手当の代替措置がない、そして繰り返しになるだけ
ども、今までこの支給を受けた方は、同じ条件でこれからも、それこそサービスも含めて使い続け
られる。ところが、あるところからこの条例が可決してしまえば、そこから施行の日から同じ条件
の方は、手当が受けられなくなってしまうという。やはりこの違いなどについては、私はもう少し
詰められないのかなという思いを、考え方を持っているということを最後に意見として言わせてい
ただきます。

以上です。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時58分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

議案第4号、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めま
す。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第4号、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて御説明いたします。

議案書の18ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

令和7年度の税制改正の影響により、令和8年度の介護保険料段階を判定する際に保険料段階が
変わり得る第1号被保険者については、令和7年度改正前と同様の判定となるよう介護保険法施行

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

続いて、条例制定の主な内容について説明します。

議案資料の7ページを御覧ください。

令和7年度の税制改正に伴い、個人住民税に関わる給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ10万円引き上げられました。介護保険制度においては、介護保険事業計画を3年ごとに策定し、現在は令和6年度から8年度までの3年間の保険料を定めています。保険料段階は、住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、今回の税制改正に伴い、被保険者の保険料段階が下がるなどの影響により、保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の65歳以上が対象となる第1号被保険者の保険料を令和8年度分に限り、税制改正の影響を受けないよう介護保険法施行令の改正が行われたことにより、所要の改正を行うものです。

附則第6条では、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の第1号被保険者の合計所得金額については、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例について規定し、改正前の施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額を加算した額とすること。

附則第7条では、市町村民税世帯非課税者の判定、本人非課税者の判定について、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例について規定し、令和7年度税制改正の影響により令和8年度市町村民税世帯非課税者、本人非課税者と判定された者は、令和8年度の地方税法の規定による市民税が課されているものとみなします。

なお、本条例改正については、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱第3条第2項第4号の規定によりパブリックコメントは実施しません。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

議案第5号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第5号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の30ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

千葉県が示す標準保険料率を踏まえ、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率を改定するとともに、地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を国民健康保険税の課税額に加えるため提案するものです。

それでは条例の一部を改正する主な内容につきまして御説明いたします。

議案書と議案資料に沿って説明させていただきます。

初めに、議案書31ページから33ページの第2条を御覧ください。

第2条第1項第1号及び第4号、同条第3項及び第5項として、子ども・子育て支援納付金に関する条文を追加します。

次に、議案書は33ページ下段から36ページの第3条から第9条になります。議案資料は8ページの表を御覧ください。

保険税率の改定案の内容は、被保険者に係る賦課額について、現行保険税率を千葉県が示す標準保険料率に合わせるため保険料率を改定とするものです。

医療保険分である具体的な内容として、第3条の基礎課税額の所得割を100分の7.46から100分の7.08へ、第4条の被保険者均等割を2万4,000円から2万4,400円へ、第5条の世帯別平等割を2万5,000円から2万5,100円へ改め、後期高齢者支援金分として、第6条の基礎課税額の所得割を100分の3.85から100分の3.38へ、第7条の被保険者均等割を1万2,000円から1万2,200円へ改める。

介護納付金課税分として、第8条の基礎課税額の所得割を100分の2.04から100分の2.17へ、第9条の被保険者均等割を1万8,100円から2万円へ改める。

次に、議案書は36ページの第9条の2から第9条の4になります。議案資料は9ページの表を御覧ください。

これは、令和8年度から新たに創設された子ども・子育て支援納付金分の所得割、均等割、18歳以上の被保険者均等割に関する保険税率を定め、今までの保険税と併せ御負担していただくものです。

第9条の2基礎課税額の所得割については100分の0.28、第9条の3均等割につきましては1,800円、第9条の4、18歳以上の被保険者均等割は18歳以上被保険者1名について100円と定める。

次に、議案書は36ページ下段から43ページの第21条第1項第1号から第3号になります。議案資料は9ページ下段①を御覧ください。

今回の税率改定に伴い、国民健康保険税の応益割、いわゆる均等割額と平等割額に係る軽減措置になりますが、低所得者世帯のための法定軽減、7割軽減、5割軽減または2割軽減について、均等割額及び平等割額の改定により、第21条第1項第1号から第3号については、減額する金額の

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

改定及び子ども・子育て支援納付金に関する条文を定めるものです。

次に、議案書は43ページ中段から45ページの第21条第2項第1号から第3号になります。
議案資料は9ページの②を御覧ください。

第21条第2項第1号から第3号については、未就学児の均等割軽減、5割軽減についても、減額する金額の改定及び子ども・子育て支援納付金に関する条文を定めるものです。

次に、議案書は45ページ下段から46ページの第21条第3項になります。

第21条第3項は、出産する被保険者世帯における18歳以上の均等割に関しての条文を追加し、同項第7号から第9号は、出産する被保険者に係る産前産後期間に相当する子ども・子育て支援納付金の所得割、均等割、18歳以上の均等割の減額に関する条文を定めるものです。

次に、議案書は46ページ下段から47ページの第21条第4項になります。

第21条第4項は、18歳未満の均等割に相当する子ども・子育て支援納付金分の減額に関する条文を定めるものです。

最後になりますが、条例案の附則部分については条文を整備するものですので説明を省略します。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行し、今回改正する保険税率は、令和8年度算定分から適用になります。

パブリックコメントは、国民健康保険法第11条第2項に基づき、我孫子市国保運営協議会にて諮問、答申を実施しており、我孫子市パブリックコメント手続実施要綱第3条第2項第3号に該当することから、パブリックコメントの実施を見送りました。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 今回の改正は、いわゆる子ども・子育て支援金の関係で値上げが生じてしまうということで、まさに国の制度が発端となつてのことで。実は、それ以前という枠組みと比べればいいのかな、国保のみの考え方でいけば、今回は減額できた条件だったということだというふうに思います。

その理由として大きいのが、県が示している、いわゆる標準保険料率ですよね。これが資料の10ページのところに経緯が細かく出ていますが、令和5年度が所得割で医療保険分7.57%、6年度が7.88%、7年度が7.67%、ここ若干減りましたが、この令和8年度は7.08%ということで、0.6ポイントぐらい、かなりある意味で今までから比べれば大きく減少したというような形になって、これが国保分というのかな、旧来の制度であれば減額できた大きな要因ではないかと思っているんですけど、その辺まずお聞かせいただけますでしょうか。

○国保年金課長（野口秀郎君） 減額できた主な理由としましては、これまで我孫子市は、毎年税

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

率改定を行っていて、税率を段階的に上げてきております。そのおかげで、ほぼ標準保険料に近づいていることと、今回、令和8年度につきましては所得の伸びが見込めるものですから、その分がありまして減額ができたものと考えております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

幾つかの要因が重なったということかなと思うんですけど、一方でちょっと繰り返しになるんですけど、県の標準保険料率がここで、ある程度下がった。この背景といいますか、要因というのは何かあるんですか。それこそ今回の子ども・子育て支援金ということが始まったことも踏まえて、ある程度各都道府県などもここを従来どおりにすると、当然上げ幅がそれぞれの自治体で大きくなっていくというところは見込めるから、この3年間ぐらいはこの辺をならして行くのかなという気もするんですけど、その辺の背景というのは、我孫子市としては何か考え方はあるのか、お聞かせください。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） こちら、今、坂巻委員がおっしゃったとおりで、県のほうで、実際、子ども・子育て支援金が令和8年度で導入されることに伴い、激変緩和というんですか、いきなり多くなってしまうとやはり被保険者の方の負担が多くなるということなので、今回に関しては医療分を下げさせていただいて、県として全体として納付金の額を抑えているという形になっております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

そうするとこの3年間ぐらいはおおむね、この令和8年度以降この子ども・子育て支援金の増加分などを踏まえて考えると、このような数値がある程度予測されるというふうなことになると思いますか。つまり、旧来の医療保険分などに関しては、それほど上がらない、もしくは場合によっては減額できるぐらいだけれども、子ども・子育て支援金のところで少しずつ増額していかざるを得ない。こんなような形に、今後、予測されるんでしょうかね。その辺はどうでしょうか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） そちらに関しては、市のほうでなかなか決めていけるものではないので、はっきり減っていくとは言えないんですけども、やはり子ども・子育て支援金分に関しては、来年度、再来年度も上がるという形ではなっておりまして、ただ、そこに関しても医療費分もずっと下げっ放しではいけないので、そこも併せて上がっていくと考えております。

最終的には県内統一の保険料という形で目指していくところになりますので、そこに合わせて我孫子市だけでなく、各市町村がその保険税率に合わせて、最終的には統一の保険料に合わせていくという形で、今、県内全市町村進めているところになります。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

ちょっとだから今後、この辺の動きも見据えていかなくちゃいけない。逆に言うと、ちょっと我孫子市だけではなかなか決めづらいな。今回なんか特に、国の制度によって、本来なら下げられた

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

可能性があった保険料を上げざるを得なくなってしまったということだというふうに認識していません。

もう一点といいますか、同じ観点なんだけど、この子ども・子育て支援金分ね、後ほど国保会計出てくるからあれなんだけど、たしか1億円ぐらい基金が今積み立てられているんだろうと思うんですけども、例えばこの子ども・子育て支援金分に関して、そういった今まで積み立てられたような基金などを充てることができるのかどうか。

例えばそういうものが充てられれば、今年度なども上げずに済むというやり方もあったんじゃないかと思うんですけども。そういう中で聞いていると、この制度は独自にこの財源として取らなければならないという枠組みが国のほうから決まっているので、そういった基金なども使えないという話も聞くんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） おっしゃるとおりで、こちらに関しては国のほうからも、結局、今まで積んでいた基金というのは、医療分、介護分、後期支援分という形で、子ども・子育て支援金と別のもので積み立てたものなので、こちらの財源に関しては子ども・子育て支援金のほうに充ててはいけないという形になっておりますので、その金額で徴収をしていかないといけないという形になっております。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

そうするとこれ当然、近隣他市に関わらずといいますか、全国でこの子ども・子育て支援金分に関しては、国保会計の自治体はすべからく今回は徴収せざるを得ない。ところが我孫子市に言えば、医療分の値下げ分があるから、ある意味ではほかの自治体などから見ると、少し上げ幅としては抑えられるというふうな水準になっているのかなと思うんですけど、その辺の傾向などはつかめておりますでしょうか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） そうですね、近隣市でいうと、医療分、介護分、そういったところで9,500円を上げる。それ以外で、子ども・子育て支援金分を上げる。ほかのところでは医療分等で二千幾ら上げると、7,500円上げる。そういう形で、子ども・子育て支援金以外の部分も上げていくという形で、トータル5,000円から1万数千円ぐらいまで上げる形で、近隣市は税率改正等を今回していく形になっているようです。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

議案第6号、我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、当局の説明を求めます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） それでは、議案第6号、我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案書59ページを御覧ください。

提案理由は、内閣府令に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるため提案するものです。

改正の内容といたしましては、60ページを御覧ください。

改正条例の第2条では定義を定めています。

内閣府令に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、全て参酌すべき基準となっており、改正前の条例は、内閣府令の条に合わせて、ほぼ同内容で条ごとに基準を定めていました。

改正条例では、第3条において、法第34条の8の2第1項の規定に基づき、条例で定める基準は、「次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による」として、内閣府令を引用する形式に改めています。このように規定することによって、府令の内容が自動的に条例に反映されますので、今後、府令が改正されたとしても、条例の改正手続が不要となり、府令の改正内容を速やかに反映できることから、常に最新の基準を基にして事務に当たることができます。

その中でも、第4条では、府令とは異なる市独自の基準を定めております。

議案説明資料11ページの3、条例第4条について御覧ください。

具体的には、放課後児童支援員の要件について定めており、認定資格研修を修了することがいわゆる資格保持者となりますが、この「(研修を)修了したもの」の取扱いが、府令では「研修を修了したもの(2年以内に認定資格研修を修了することを予定しているものを含む)」となっているところ、条例では「研修を修了したもの又は1年以内に研修を修了することを予定しているもの」としています。これにより、府令と同等もしくは上回る基準とし、放課後児童支援員の質を担保することとしました。

以上で議案第6号に対する説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 御説明ありがとうございました。

その前に、いろいろと長い時間ヒアリング、レクチャーしていただきまして、遅い時間までありがとうございました。その中でちょっと確認と、それからもう一度お聞きしたい点があります。

まず、こちらの説明資料の11ページ、先ほど言われた条例第4条について。府令があって、そ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これを条例の中で、もう改正していくのを先にやっ払いこうというやうな説明も受けまして、その中で、ちょっと私がもう一度確認させていただきたいのは、職員体制とここに書かれていますね。

11 ページのところの放課後児童健全育成事業実施要綱の中で。職員体制と放課後児童支援員と補助員の要件というふうに書かれています、この中で、現状、我孫子市内でこの職員、支援員、補助員というのは何名いるのかを確認させてください。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 我孫子市で雇用しているスタッフになりますけど、総勢で36名になっています。そのうち放課後児童支援員の資格を持っているものは24名という形なっています。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

そうすると、この条例の中で先ほど第4条の説明もありましたけれども、2年以内というところをもっと短期間というんですかね、2年以内に研修を修了することとしているという文言があるんですが、これを1年以内というやうに、もっと早めていくというやうな、こういった理解でよろしいですか。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員（西川佳克君） それに合わせて、今度説明資料の15ページに、これ社会福祉士とか教員免許、教職員ですね、教員免許とか保育士とかいう文言もうたわれているんですが、この方々も支援員という資格を取得しなければいけないというやうなことで理解すればよろしいですか。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 委員のおっしゃるとおり、そのような資格をお持ちの方が、修了研修を受講して、放課後児童支援員の資格を取得するという形になります。

○委員（西川佳克君） 最後にします。

これ、いろいろとこれから議案7号、8号、9号に関わってくることだと思うんですが、今後、この1年以内に放課後支援員として採用するというか、研修するという人数とか、計画等々はあるんでしょうか。

○子ども支援課主幹（高橋晃君） 今現時点で雇用している人数で、公営の分は運営できると考えております。ただ、やはり御高齢の方がいらっしゃいますので、退職のお話をお伺いしたときには、常に補充していくというやうに考えております。

○委員（坂巻宗男君） これは、6号、7号、8号、9号4本全部に共通することなんだけど、今回この府令に準ずるというか、ということをや3条でうたっているから、今回、関わる条例が4本出てきているわけですけど、この議案として議会に。今後、府令が変わっても議案としては議会に提案されないという形になるわけですよ。

だから、それに対しては、軽微な変更などに関しては、確かにそれはそういうやり方がいいとは思いますが、一方で我々審議する議員側からしてみると、大きく府令などが変わったり、そ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ういう中で基準などが変わってきたときに、いや、もうそれは府令で変わっていたから、1年前に変わっていたんですよ、2年前に変わっていたんですよということだと、やっぱり我々としてそういった状況をつかみづらくなってしまいますので、こういう条例のつくり方というのはやむを得ないのかもしれないけれども、ちょっとそこに関しては、庁内で、この府令が変わるといようなときには、事前なのか事後なのか、いずれにしても議会、所管の委員会などにしっかりと報告をする、そういう手続を整えていただきたいと思いますと思うんですけど、この辺ちょっとまとめて、副市長のほうから御答弁いただけますでしょうか。

というのは、これ今回は健康福祉部、子ども部のみでありますけれども、恐らくこういうのが場合によったら全庁的に出てくる可能性もあるわけですよ。その辺で調整をお願いしたいと思うんですよ。

○副市長（渡辺健成君） 府令に従って変えるということは、我孫子市独自の施策分が入ってなくて、国全体でこのように変えますよというときは、速やかにそのとおり条例が改正されたほうが、市のほうも対応がしやすいということで、今回改正させていただくのが主だと思います。

ただおっしゃるように、市独自の判断基準とか、大きな改正があった場合については、その辺はきちんと、やはり情報提供させていただきまして、いろんな意見を伺って対応していきたいと考えております。

○委員（坂巻宗男君） ぜひお願いしたいと思います。

以前私も、今回ではないけど、4年ぐらい前なのかな、この手の議案が6月議会にも出て、9月議会にも出て、12月議会にも出てみたいですね。まさに法律ができたばかりで、国のほうも結構頻繁に子ども関係の法も変えていたりしたから、これこの間もやりましたよねみたいな議論をここでも随分させてもらった。だから、そういったことは確かになくなっていいとは思うんだけど、やっぱり今おっしゃったように基準が変わるとか何かというときには、やはりしっかりと我々へも提供して、こういった場で議論ができるようお願いをしたいと思います。これ答弁は結構です。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第6号に対する質疑を打ち切ります。

議案第7号、我孫子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 議案第7号、我孫子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案書の61ページを御覧ください。

提案理由は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案するものです。

次のページに移りまして、中ほど、条例の第3条を御覧ください。

本条例は、先行して内閣府令として制定された国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、またはこれを参酌して定めることとされています。そのため、今年の9月議会で可決された乳児等通園支援事業に係る認可基準条例と同様に、「条例で定める基準は、府令に定める基準の例による」として、府令を引用する形式にしています。

このように規定することで、府令の改正内容が速やかに反映されまして、常に最新の基準を基にして事務に当たることができます。

続いて、乳児等通園支援事業の概要について御説明します。

議案資料の21ページを御覧ください。

項番の1、目的についてですが、2段落目、乳児等通園支援事業を行おうとする事業者が、子ども・子育て支援新制度における給付——国などによる財政措置のことを指します——の対象となるためには、市による児童福祉法に基づく施設設置の認可に加えて、子ども・子育て支援法に基づく給付対象としての確認を受ける必要があります。児童福祉法に基づく認可の基準については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が既に施行されていまして、本条例は、子ども・子育て支援法に基づく確認の基準について定めるために提案するものです。

次のページに移りまして、項番の2、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要についてです。

こちらの制度は保育園等に通っていない未就園児の保護者については、社会との関わりが少なく悩みを抱えやすい状況にあります。そのため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育サービスを利用できる制度として創設をされました。

制度の実施を通じて、子どもには家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を提供していきます。また保護者には、子育ての専門家である保育士と関わることで、孤立感や不安感の低減を図るとともに、市の子育て支援サービスに触れる機会を提供していきます。

この制度は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略において制度の創設が明記されまして、令和6年度は試行的事業の実施、令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業、つまり一時預かり事業など同様の制度として、地域の実情に応じて実施されています。そして令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体で実施されます。

次のページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

条例の主な内容について御説明します。

本条例が引用する内閣府令では、乳児等通園支援事業について、保育園などで行う保育と同様の基準が定められています。

主なものとして、表の最上段、第5条では、正当な理由なく利用の申込みを拒んではならないこと、また、その下の第11条では、支援を提供した際の必要事項の記録を義務づけています。

次の第12条では、保護者から支払いを受けることができる費用について限定的に列挙しています。

府令のその他の規定については、議案資料の24ページ以降に掲載をしていますので御参照ください。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 御説明ありがとうございます。

こちらのほうも、ヒアリング、レクチャー遅くまでありがとうございます。

その中で、もうちょっと確認していきたいんですが、この条例の中と、それから説明資料に従うべき基準ということで、第5条ですね。先ほど言った正当な理由のない提供拒否の禁止というふうに説明されました。この中で、これは今、現状の保育施設と同じ利用をしている内容と同じものというふうに理解してよろしいですか。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 委員おっしゃるとおりでして、基本的には保育園と同様の取扱いを考えています。

正当な理由については、定員に空きがない場合ですとか、あとは定員を上回る申込みがあった場合、その他特別な事情、例えば医療的ケアを必要とするお子さんがいらっしゃるにもかかわらず、看護師が確保できない場合ですとか、あとは感染症の流行などによって保育士が確保できない場合などを想定しています。

○委員（西川佳克君） その後、「広報あびこ」に、4ページの左上にこども誰でも通園制度が始まりますというふうに、非常に分かりやすく説明されていたなと思うんですね。

その後、我孫子駅南口のヨーカドーの2階の子育ての支援センター行ってきて、いろいろと質問してきました。ここで1点、私がちょっと感じたことと、この議案と併せてお願いしたいんですが、ここにこ広場とスマイル・ママ、それから子育て応援情報とって、たくさんの情報が提供されていて、こちらのほうに「広報あびこ」でも出ているんですが、非常に分かりにくいなというふうに実感したんですね。

なので、これから条例が可決されて、このこども誰でも通園制度が始まりますよということを、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

またしっかりと周知していただいて、市民の皆さんや、また子育てに悩んでいらっしゃる人とか、そういった方々にしっかりと分かりやすく、何か方法を工夫して知らせていただきたいというふうには思います。

ちょっと私がそこに行ったときに、あまりにも文字が多いのと、内容が多いのと、テーマがいっぱい入っているので、非常に迷っちゃうなと思ったので、そのあたりを再度御答弁お願いいたします。

○保育課長補佐（杉森敬規君） これも御指摘のとおりでして、今、我孫子市では様々な保育サービス提供しております。迷ってしまう、情報が多過ぎるという御指摘ですけれども、そのあたりは制度の周知と併せて整理整頓をして、提供していけるように努めていきたいと思っております。

○委員（坂巻宗男君） 1点ちょっと、先ほどと同じような趣旨にもなるんだけど、今回これの条例だけだと、あるいは条例資料だけ見ても、この我孫子市のこども誰でも通園制度がどういうふうなものなのかというのは、実は見えないんですね。だからちょっと、もちろんヒアリングなどではいろいろ教えてもらったんだけど、いわゆる規則などでその辺は委ねるというふうなお話だったので、その案みたいなのは無いんですかと言ったら、今回、いわゆる我孫子市乳児等通園支援事業実施要綱案というのを参考資料として入れていただきました。ありがとうございます。これでよく分かります。寿保育園で、ゼロ歳児6名、1歳児3名、2歳児3名などを利用定員にしながら、9時半から11時半、1時から4時というふうなあたりで実施時間で行っていかうと。

これはこれでいいんだけど、結局、やはり我々が審議のときに知りたいこと、これは行政のほうで決めることだというのは理解はしているつもりなんですけれども、やはり、こういったものなど、先ほどのあれなんだけど、府令が変わるというところで見えてこなくなってしまう。こういったある意味での運営の状況などの基準なども最初から見えないと、やはり我々審議する側としては、一体何を審議しているのかというふうな話にもなってしまうので。今後できるだけ、これが議案ではないということは当然理解はしているんですが、こういった形で、やはりこの制度が、今、市ではこういうふうな形で運営をしようとしているというような情報などは、これからも速やかにこのような形で情報提供していただいて、我々ヒアリングなどで出る前に、参考資料というような形で入れていただくと非常にいいと思っておりますから、こういったものの情報をこれからもお願いをしたいと思っております。

その点御答弁をお願いできれば。部長からいただけますでしょうか。

○子ども部長（星範之君） 今回の件は、本当にヒアリングで御指摘いただいて申し訳ございませんでした。

新たな、こういった制度に関しては、やはりそういった運営規程とかそういったものも含めて、事前に議会資料のほうへ提出するよう心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

議案第8号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 議案第8号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明します。

議案書の63ページを御覧ください。

提案理由は、内閣府令に定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映するとともに、業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるもので、条例の内容はそのままに、あくまで規定形式だけを変更します。

次のページに移りまして、中ほど、条例の第3条を御覧ください。

改正案では、「条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による」として内閣府令を引用する形式にしています。

本条例は、内閣府令の家庭的保育等の設備及び運営に関する基準に従い、またはこれを参酌して定めることとされています。

現行の条例では、改正案の第4条に定める保育所型事業所内保育事業所の設備の基準以外については、府令と同様の基準を定めていまして、先ほど審査していただいた議案第6号、それから第7号と同じく、府令を引用する形式に改めるものです。

これにより、常に最新の基準を基にして事務に当たることができます。

先ほど触れたとおり、府令と異なる部分については第4条で個別に規定をしています。

保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積に係る基準について、府令では子ども1人当たり1.65平方メートルとしています。一方、現行条例では、保育の質や安全性を確保する観点から、保育園等と同じ広さの3.3平方メートルとしており、引き続きこの基準を適用していきます。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第9号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 続きまして、議案第9号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明します。

議案書の65ページを御覧ください。

提案理由は、内閣府令に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映させるとともに、業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるものです。

議案第8号と同じく、現行条例の内容はそのままに、あくまで規定形式だけを変更いたします。

次のページに移りまして、中ほどにある条例第3条を御覧ください。

改正案では、「条例で定める基準は、府令に定める基準の例による」として、こちらも府令を引用する形式にしています。

これにより、国の基準を速やかに反映するとともに、条例改正に係る事務の効率化を図ります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第9号に対する質疑を打ち切ります。

議案第16号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） それでは、議案第16号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の89ページをお開きください。

初めに提案理由です。

我孫子市ふれあいキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項を定めるため提案するものです。

今回の改正は、地方自治法第244条の2第4項の規定により、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるため改正するものです。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

議案書の90ページをお開きください。

まず、第5条におきまして休場日に関する規定を整理し、第6条では施設利用に際しての必要と

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なる登録について定めております。

次に、91ページから93ページにかけての第14条から第19条におきましては、指定管理者制度に関する規定を設けています。

第20条から第22条につきましては、条文の整理に伴うものとなります。

94ページ、附則第1項に、本条例の施行期日を、令和9年4月1日からとしています。

また、第3項には、施行日前に行われた施設予約等の事務が円滑に指定管理者へ引き継がれるよう、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第16号に対する質疑を打ち切ります。

議案第17号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） それでは、議案第17号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の95ページをお開きください。

初めに提案理由です。

我孫子市五本松運動広場のリニューアルオープンに伴い、新たに設置する施設及びその使用料等を定めるとともに、当該運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項を定めるため提案するものです。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

議案書は96ページから、議案資料は75ページとなります。

まず、第4条では今回整備する施設の構成を定めています。第5条では使用時間を午前9時から午後9時までとし、第6条に休場日、第7条に利用登録に関する規定をそれぞれ設けています。

また、第8条は行為の制限として、教育委員会の許可を必要とする事項を定めています。

第9条から第14条までは条文を整理するものとなります。

次に、99ページから100ページにかけましては、指定管理者による施設の管理に関する規定を新たに設けています。

特に、第17条利用料金制度につきましては、施設の使用料を指定管理者として収受させるもの

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

です。これにより、市が支払う指定管理料の抑制を図るとともに、指定管理者が利用者増に向けた自主事業を展開するなど、経営努力を促す一助とするものです。

101ページから105ページの別表では、施設の使用料を規定しています。

これらは市の受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき算出したもので、近隣自治体との均衡や市民生活への影響を考慮したものとなっています。

料金体系は、原則として、一般、高校生以下及び65歳以上の2区分とし、高校生以下及び65歳以上の料金体系は、一般の2分の1に設定しています。具体的な料金体系は、サッカー・ラグビー場及び陸上競技場を専用使用、全面使用する場合については1時間につき3,000円、サッカー・ラグビー場の片面使用は1,500円、4分の1の使用は750円とし、102ページ上段、共用使用、個人利用になりますが1時間200円としています。

中段では夜間使用について規定したもので、照明の使用料を加算したものとなります。

同ページの下段、多目的芝生広場の専用使用は、1時間1,000円、103ページ上段、個人の使用は100円に設定しています。

クラブハウスについては、会議室及びシャワー室の使用料をそれぞれ設定しています。

備考におきましては、用語の定義を定めています。

第1項及び第2項では、日中と夜間の区分について、季節ごとの日の入り時刻を考慮した柔軟な設定としています。

また、104ページの第7項では、市外利用者の場合は2倍、第8項では興行等で使用する場合は4倍の使用料を徴収する旨規定しています。

附則第1項におきまして、本条の施行日を供用開始予定日である令和9年4月と定めています。

また、第3項では、供用開始前の円滑な運営に資するため、市が行った予約業務等を指定管理者に引き継ぐための経過措置を設けています。

議案資料の75ページをお開きください。

第1項では、改正後の使用料の近隣他市との比較表となります。対象としている施設は、今回五本松運動広場に整備する内容に類似する陸上競技場と、インフィールドが人工芝のサッカー場の競技場との比較となります。

本条例案については、令和7年12月9日から令和8年1月8日までのパブリックコメントを実施いたしました。意見の提出は1名で3件の意見がありましたが、意見による条文の修正はありません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 何点か、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、先ほどパブコメとか開いてこの料金等々を決めたということもあるんですが、この条例に関する料金の内容について、もう一度どういった形で協議会とか会議とか様々なものがあつたと思うんですが、改めてお聞かせください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） こちらにつきましては、全庁的に定めております受益者負担のあり方に関する基本方針にのっとり、整備に関わるコストを算出し、利用想定人数や使用可能時間などで割り返して算出したしました価格を基に、さらにそこに近隣の事例でありますとか、同等施設の使用料等を比較して定めたものとなっております。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

今説明された課長のほうも、去年のちょうどこの時期にこの五本松の運動広場に関しては、スポーツ団体や協会等からの改善や要望があつて、またスポーツ推進計画において重点施策と位置づけられているという話もされていますし、私も一般質問の中で、この予算についてはデジタル田園都市構想交付金や各種交付金、補助金等々があつて、本当に市民の皆さんが、できてよかったなど、そして小学校や中学校の児童生徒が、本当にできてこれから全国大会やオリンピックとか、世界に向けて羽ばたいてくれるような期待をしています。

その中で、今回初めてこれ造っていくということで、第12条、第17条の関係、先ほど説明あつた101ページから103ページについてちょっと確認させていただきたいんですが、まずサッカーとかラグビーというのは、フィールドの中の面積を4分の1とか半分というのは分かるんですが、これ私も学生時代とか、これまでにいろんなスポーツ施設をいろいろ見てきて、トラックレーンというのはどういうふうにこれを判定するのか。4レーンあつたり、6レーンあつたりするとき、メートルで区切るのか、それとも1周回して全施設をするのか、レーンの話です。区切るのではなくて。

それをどういうふうにして区切っていくのか、まずちょっとお尋ねしたいんですが。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 今回陸上競技場のレーンについては6レーンを整備する予定になっております。実際、インフィールドのサッカーと陸上が共用して使用することは、管理上、けがのおそれもありますので、今回は陸上とサッカーは切り分けて貸し出すような形で運用していきたいというふうには考えております。

○委員（西川佳克君） そうすると、例えばですけれども、いろんな練習方法があるので、どれが正しいということはないんですが、陸上競技の練習をするときにこれ全面貸しという理解でいいですか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 基本的に面貸しで、その部分を1時間当たりということで

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

占有して使っていただくということになります。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

次に103ページのクラブハウス内のシャワー室について、1回につき100円というふうに、掲示されています。これも、いろんな考え方があります。これ、本当に議論すればもうずっと続けられるんですが、この100円とした理由についてお尋ねしたいんですが。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 体育施設では、スポーツの振興という公的な目的を有しておりまして、利用者がシャワーを使用するという事は、施設全体に付随する当然の行為とみなされていましてけれども、昨今の燃料費高騰とか、そういう状況を鑑みますと、今後はシャワーを付随設備として位置づけて適正な料金を徴収すべきであると判断をしました。今回は、水の館にあるシャワー室をちょっと参考にさせていただいたというところであります。

○委員（西川佳克君） 私も水の館、数年前に手賀沼を走った後に、何回かですけど利用させていただいて、ああ、これもいいなと。あと体育館も、ちょっと今私も当時の体育館のことしか覚えていないんですけども、多分シャワーブースが4基あって、そこで今も無料だと思うんですけども、使わせていただきました。

そうすると、今度本当に新しい施設が、これ市民の皆さんも期待している中で、100円頂きますのは、どういう徴収方法を取ってシャワーを、汗かいて終わった後やるのか、ちょっとその方法を教えてください。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 水の館と同じようにコイン付きの導入を検討しましたがけれども、ちょっとイニシャルコストがかかり過ぎるということもありまして、あくまでもこれは利用者の申告によって、窓口で徴収していきたいというふうに考えております。

○委員（西川佳克君） 要は窓口負担ということなんですけれども、例えばサッカーの試合、ラグビーの試合、11人、15人で、もっと人数が増えるとき、練習試合をするときに、皆さんが使いたいというときに、非常にこれ人件費もかかるし、そこに見るといとか管理するといとか、使っています、使っていませんとか、いろんな管理の仕方があると思うんですけども。そう考えたときに、私も、今いろんな施設で行われているのは、やっぱりコインシャワー、更衣室一体式とか、コインシャワーのみとかいろんな、調べられていらっしゃると思うんですが。

私も調べました。1基80万円から200万円前後。そういったことで、ランニングコストを考えれば、2年から3年でランニングコストも賄えると。ましてや、人件費を考えてやるのであれば、管理者の方が何人かそうやって見て回るのかも分かんないですけども、そういったふうに検討されてはいなかったのか。このあたりについてお聞かせください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 基本的に利用料に関しましては券売機で徴収する方向ですので、そこまで大きなものではないだろうと思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

また今後、検討の中でですけれども、例えば指定管理導入に際しましては、例えばそういった状況になったときには、管理者とどのような効率的な運用ができるのかというのは協議していくことになるかとは思いますが。

○委員（西川佳克君） すみません、質問の前後になりました。シャワー室は何基造る予定ですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 一応3基予定をしております。

○委員（西川佳克君） 男性女性合わせて3基、それとも3基、3基。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 男女3基ずつで計6基となります。

○委員（西川佳克君） ちょっと数が少ないかなと今思ったんですけれども、ぜひ、これはいろんな施設、これ災害施設にも関係してくることであり、今、様々なスポーツ施設とか、あるいはキャンプ場もそうですし、空港もそうですし、コインシャワーというのが非常に多くなっています。

なので、ここで私、議案の中でシャワーのことについて言うのもなとは思ったんですが、やはりそういう先進的な施設を造るという中で、1回100円でどうぞというのではなくて、やはりもうコイン式にして人件費とか、あるいはランニングコストも考えてつけるべきではないかなと。

ましてやスポーツする方が、この6月、7月、8月、9月になったときに、シャワーを浴びて帰りたい。これは本当に衛生面にもつながりますし。そういった意味では、ちょっとその男性3基、女性3基という数もちょっと少ないかなと思ったんですが、ぜひこのシャワー室に関しては、そういったコインシャワーを導入できないか。せっかく新しい施設ができるのであれば、今の体育館で導入するというだけではちょっと問題があるかも分かりませんが、ぜひここは検討していただきたいなと思いました。

実際に私もスポーツする人間として、非常にシャワーというのは大事なことなんですが、昔は無料でいいなと私も思っていたんですが、こういった時代にもなりますし、水光熱費も上がっている時代ですから、そこは受益者負担でもいいのかなというのは私の考えです。

ということでまとめてちょっと最後に御答弁をお願いいたします。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 給排水設備に関しましては、口数を増やすことによって排水の処理でありますとか、それに伴うハードの整備もプラスされることとなりますので、増やせばいいという話でもありませんし、それからクラブハウスの面積もございますので、そこは私どもは市民体育館を含めて、今までの市民の方の利用状況を見ておりますから、今このような形で基数にしましては定めさせていただいたところです。

ただ、料金の徴収方法等につきましては、先ほども申し上げたとおりまだ決めていないところもありますので、こういった方法が一番効率的、それから今後ランニングコストがかからずに済むのかというところは検討してまいりたいと思います。

○委員（西垣一郎君） ちょっと今のところで確認したいんですけど、具体的な徴収方法について

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

はこれからというようなことで今お話しいただきましたけれども、特に夜間の利用に関しては、これクラブハウスには必ず1名か、誰か、スタッフの方常駐させるんでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 夜間の管理についてはスタッフは1名常駐する予定で今、準備するようになります。

○委員（西垣一郎君） そのクラブハウスで発生する収入というんですかね、今のこのシャワー機なんかは、例えばコイン式にした場合、現金の回収というのは、必ずその日のうちにやらないといけないんでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 例えば指定管理がやった場合については、指定管理者の収入になりますので、指定管理者がその日のうちに処理するというような形になると思います。

○委員（西垣一郎君） その指定管理者さんが誰になるかは分かりませんが、そのスタッフさんが毎日毎日必ず夜、事務所か何かに持って行って、現金の処理をするというような形になるのか、それか銀行に預けるのかどうか、ちょっと分かりませんが、どのようなことを想定しているんですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 今、市民体育館では、体育館の中に金庫を設けていて、その日の売上げはその金庫にしまっているというような状況ですので、五本松でも同じような状況が考えられるのかなというふうには思います。

○委員（西垣一郎君） 一つちょっと手間を省くことをしてもらいたいというのは、事業者さんから見たら、まず夜に現金を扱うのは嫌だということと、あと一つは、やっぱり事務所に持って帰らないといけないという手間がやっぱりどうしてもかかって、これ夜終わるのは9時ですよ。これ、9時で完全にクローズしてすぐ帰れるんだったらまだしも、何か仕事そのあと残ったりいろいろして、10時、11時になっちゃって、また現金また事務所に戻ってから帰るというのは、これかなり負担なことだと思いますし、これ指定管理料にまた上乘せとかどうのこうのという話もされちゃうと、また困った話にもなってくると思いますので、ちょっとその辺の効率的なことと、あと現金の取扱いをきちんとやってもらうということも含めて、今後、徴収の方法というのをちょっと考えてもらいたいなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 例えば現在、市民体育館の券売機におきましては現金のみなんですが、4月以降はオンライン決済も可能とするようにしています。なので、こちらにつきましても恐らくスマホで決済するよう方も多くなるのではないかと思います。やはりある一定数の方は現金でないという方もいらっしゃるの、これ今後は、恐らく現金に頼る比率は減ってくると思いますが、そのところは最終的には、しばらくの間は現金とオンラインが併用ということになると思いますが、少しでもそういった現金の取扱いについての手間や心理的なものをなくすような形で運用していきたいと考えています。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（西垣一郎君） そうですね、そのように考えてもらいたいですし、これ規則でどうなのかちょっと分かりませんが、例えば夜間に利用する方はオンラインで決済してくださいというような方法も取れるんだったら、そういう方法もありだと思いますので、ぜひそういったことも含めて検討してもらえればなというふうに思います。

以上です。

○委員（坂巻宗男君） 何点か確認させてください。

まずこの利用料金の設定は、もういろいろ議論ありましたから分かったんですが、年間トータルの収入としては幾らぐらいを見込んでいるということになるんですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 他市の稼働状況とか民間へのヒアリングを基に算出した結果、およそ1,000万円弱になるかなというふうには見込んでおるところです。

○委員（坂巻宗男君） そうすると、それが指定管理者ということ指定すれば、その指定管理者の収入になってくるといことかなというふうに思いますが。指定管理者、今後、スケジュールここにあるように、今年9月ぐらいには決定をするというふうな話なんですが、先ほど五本松のキャンプ場の議案も提案されたところですけども、これは指定管理者をやろうということになったときには、五本松の運動広場とキャンプ場は一体的に指定管理を導入するという検討を行うと、こういう考えでよろしいですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 五本松運動広場とふれあいキャンプ場はすぐ近くにありますので、一体で管理したほうが効率的だなというふうに考えていますので、そのような形で検討しているというところですよ。

○委員（坂巻宗男君） それはやはり、そのほうがいだろうなというふうに私も思っています。

その指定管理者導入の場合は、いわゆるこのクラブハウス内に事務所などが設けられていて、そこに担当の方が常駐をして、予約を受けたり、グラウンドの管理をしたりというふうなことで行うということだろうと思うんですが、ちょっとざっくり何名ぐらいそこにいてとか、勤務時間も当然午前9時から午後9時だから、いわゆる勤務体系などを決めながら、その時間帯は当然いるということになると思うんですが、その辺はどういうふうに今のところ検討しているのかお聞かせください。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） まだ検討段階なんですが、日中は2名以上いて、夜間は1名体制で運営できるかどうかというところを、民間の事業者と今ヒアリングを実施しているところがございます。今後決定していくというような形になります。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

今後、当然いわゆる仕様書というのかな、指定管理を決めていく上で、募集をかけていくということですから、それをもんでいくんだろうなというふうに思います。分かりました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

実際の運営の中で、ちょっと何点か確認なのが、午前9時から午後9時までということに今なっているんですけど、夜の9時というのはナイター設備があってそれぐらいが妥当なのかなと思うんですけども、今のこの熱中症などを考えたときの夏季、いわゆる夏場は、9時よりも前の時間帯にやはりスポーツなどはやりたいという部分があると思うんですね。正式な大会はともかくとしても、練習、練習試合等ですね。その辺は柔軟に対応していくような考え方があるのか、その辺いかがなんでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 今現在、早朝の利用の拡大については予定はしていないんですけども、今市民体育館では、指定管理者の提案に基づきまして、5月から9月までの間、開館前の午前7時から午前9時まで、屋外施設に限るんですけども、テニスコート、野球場、サッカー場の早朝利用を実施しているところです。この利用状況を見ると、テニスの利用は定着している一方で、野球やサッカーの市内の団体の利用はほとんどないような状況が現状としてあります。

でもしかしながら、熱中症対策として早朝利用の重要性は認識しておりますので、今後、施設の運営において需要を見極めながら導入を検討していければなというふうには考えております。

○委員（坂巻宗男君） ぜひその辺は、指定管理者を導入するというものの、ある意味での強みみたいなことにもなってくるかもしれないので、それこそ柔軟にお願いしたいと思います。

それから最後に、今利用しているような方々の利用ですね。一番多いのがグラウンドゴルフだと思います、統計上は。こういった方々が、これから出来上がれば利用していくということになると思うんですけど、料金などで見ると、グラウンドゴルフをどこでやるかということにもなるんですけど、いわゆる人工芝の部分でやるか、いわゆる多目的広場のところでやるかにもよるんですけども、基本的には65歳以上の方が多様な状況であれば、この利用時間の半額で、従前どおりここで、当然予約などは取っていただかなくちゃいけないということにはなると思うんですが、登録をして行うことができると、こういうふうと考えていてよろしいでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 多目的芝生広場でも人工芝のサッカー場の中でもグラウンドゴルフはできると考えていますので、ちょっと料金は発生してしまいますけれども、これまでどおり利用できるというふう考えております。

○委員（坂巻宗男君） 了解です。ぜひ、その辺今後、説明などもしっかりしていただきたいと思うのと。

最後に、幼稚園の運動会。これ市長などもよく言われることあるかと思うんですけども、今までやられていた方々で、あそこで本当に楽しく伸び伸びとやっていた方々などもいらっしゃるんですよ。そういう方々が使えるのかという心配などあったんですけど、そういうふうな、つまり既存の今までやっていた方が使えなくなってしまうなんていうことがあると困ってしまうんですが、そういった運動会などの対応もしっかりできるというふうと考えてよろしいですか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） これまでもほかの市民体育館ですとか、幼稚園の運動会もやられていますので、そういったところは、保育課のほうから優先予約という形で施設を押さえていますので、問題なく利用できると考えております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

繰り返しなんですが、くれぐれも今までここを使っていた方々、そういった方々が不利益を受けることのないように。もちろん料金は、設備がある程度できるのでかかってしまうという部分はあるんですけども、そういった方々が気持ちよく使っていただけるように、広報それから説明等々これからお願いをしたいというふうに思います。答弁は結構です。

○委員（芹澤正子君） すぐ終わることで。すみません、私が聞きそびれているのかもしれないんですが、日中使用が1月、2月、10月、11月が午後5時まで、3月、4月、9月が午後6時まで、5月から8月が午後7時まで、12月だけ午後4時までとなっています。そうすると、夜間は日中使用の後ということで、どうしてこういう時間割になったか説明してください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 結局ナイターの使用になりますと、照明代がかかってまいりますので、一律にこの時間を午後6時と定めた場合、季節によって午後6時、真っ暗なときもあれば、それからまだまだ明るいというときもありますので、その季節の変動に合わせて柔軟に組むんだということで、この時間設定にしたということになります。

○委員（芹澤正子君） その12月だけ4時までというのは、何かほかの理由は何にもないんですか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） やはり冬至の季節ということもありまして、日没がどうしても早いということで、この時間にさせていただきました。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

議案第18号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 議案第18号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の106ページをお開きください。

初めに提案理由です。

我孫子市五本松運動広場整備事業の選定が終了し、所期の目的を達成したことから、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会を廃止するため提案するものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案書107ページをお開きください。

委員の任期として、「調査審議が終了する日まで」となっており、担任する事務を終えたことから、五本松運動広場整備事業者選定委員会を廃止するため改正するものです。

議案書108ページをお開きください。

廃止に合わせて我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についても、同様の理由により一部を改正するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第18号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時14分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

議案第20号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） 議案第20号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の123ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ118億7,285万6,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて主な項目を御説明いたします。

131ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款1項1目1国民健康保険税の節1現年課税分につきましては、被保険者の所得水準の伸びが想定よりも大きかったことに伴い5,920万円を増額するものです。

節2滞納繰越し分につきましては、滞納処分の強化に伴い1,930万円を増額するものです。

下段の款3項1目1国庫補助金の節1子ども・子育て支援事業補助金につきましては、交付金の

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

確定に伴い406万2,000円を減額するものです。

133ページを御覧ください。

款4項1目1保険給付費等交付金の節1保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、被保険者の減等により保険給付費の支出が当初見込みを下回ったことに伴い、1億1,010万円を減額するものです。

節2保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、特別調整交付金等変更交付申請の見込みを踏まえ5,038万4,000円を減額するものです。

款5項1目1一般会計繰入金のうち、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、合わせて9,428万6,000円を増額するものです。

節3未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児均等割保険料負担金の交付決定に伴い114万7,000円を増額するものです。

節4職員給与費等繰入金につきましては、歳入における総務費の減があるものの、特定健診に係る一般会計繰入金の増に伴い700万円を増額するものです。

節5産前産後保険税繰入金につきましては、産前産後保険料負担金の交付決定に伴い12万9,000円を増額するものです。

135ページを御覧ください。

項2目1国保財政調整基金繰入金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の増額等による財政調整に伴い1,350万4,000円を減額するものです。

款7項2目1返納金につきましては、不当利得による返納金が過年度分は当初見込みを上回ったものの、現年度分が当初見込みにより下回ったため399万円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

137ページを御覧ください。

款1項1目1一般管理費のうち、138ページの説明欄1つ目の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）につきましては、会計年度任用職員の退職に伴い151万円を減額するものです。

説明欄2つ目の丸、国民健康保険事務運営費につきましては、通信運搬費が当初見込みを下回ったことや、今年度の子ども・子育て支援事業が確定したことなどに伴い744万3,000円を減額するものです。

下段の款2項1療養諸費につきましては、被保険者数の減などにより当初見込みを下回ったことから、療養諸費全体で1億950万円を減額するものです。

139ページを御覧ください。

中段の項2目2高額介護合算療養費につきましては、被保険者数の減などにより当初見込みを下

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

回ったことから60万円を減額するものです。

項5目1葬祭費につきましては、当初見込みよりも件数が下回ったことにより30万円を減額するものです。

141ページを御覧ください。

下段の款4項1目1保健衛生普及費の節12委託料につきましては、人間ドック健診委託料が当初の見込みよりも件数が下回ったことなどに伴い303万円を減額するものです。

143ページを御覧ください。

項2目1特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり支援課への執行委任により、実施している特定健診・特定保健指導等事業において、受診勧奨を強化したことにより特定健診受診者が当初見込みを上回ったことに伴い、一般会計の繰出金1,200万円を増額するものです。

款5項2目1一般会計繰出金につきましては、前年度に財政調整基金に積立てを行ったものを繰り戻すことに伴い1億円を計上するものです。

款9項1目1財政調整基金積立金につきましては、財政調整に伴い957万4,000円を計上するものです。

今回の補正により、令和7年度年末残高見込額は1億1,226万8,000円となります。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 何点か質問させていただきますが、144ページと、前の142ページと関連すると思うので、人間ドックなどの健診委託料は今回200万円減っていて、件数が減りましたよという説明がありました。一方で、特定健診に関しては、勧奨で強化して増えましたと1,200万円増になったとしていますよね。これはどういうふうに考えればいいんですか。

例えば、そちらの特定健診のほうが増えた分、人間ドックのほうが減った。これたしか一緒に受けられないのでそういった関連性があるのか。この辺の数値の動きなどを含めてお聞かせいただけますでしょうか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） こちらに関しまして、今回、特定健診のほうの受診勧奨を健康づくり支援課さんのほうで強化したんですけれども、その対象者の中にも国民健康保険で短期人間ドック、過去3年で1回、2回しか受けていないという方とか、そういった方の中にも人間ドックを受けられた方も抽出条件に入っていたので、その方にも勧奨をしているというところだったので、今まではずっと人間ドックを受けていたけれども、そういった特定健診というものもあるのであれば、そっちで受けようかなという方も何人かはいらっしゃるというところで、人間ドックの事業としては少し減ったということを見込んでおります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） ちょっと明確な関係性までなかなか把握するのは難しいのかもしれないんですけど、いずれにしてもこのような形で特定健診などが増えたのはよかったのかなというふうに思っています。

これはだから、ごめんなさいね、国保のほうというよりは健康づくり支援課の範疇になるのかもしれないんだけど、特定健診に関して今回1, 200万円から増額していますよね。なかなかこれだけ増額しているというのがあんまりないのかなというふうに思ったりするんですけど、これやはり令和7年度かなりいろいろな形でというか、今までにないような形での呼びかけなどを行った結果、こういうふうなことになったというふうに考えればよろしいでしょうかね。

○健康福祉部長（飯田秀勝君） 健康づくり支援課に関するところなので私から。

健康づくり支援課のほうで特定健診の受診率を上げるために、令和7年度ナッジ理論といって、県の保健予防財団と、あとキャンサースキャンという会社で契約しまして、人間の心理に訴えかける受診勧奨を実施しました。それによってかなり特定健診の受診率が上昇したというような今年度は実績があります。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

ちょっと国保の会計なので、ここまでにしておきたいと思えますけれども。いい形でそういった手法が見つかったということであれば、いろいろな形で今後も応用が利くと思えますので、ぜひ部内などでも共有しながら、今後も効果が出るようお願いをしたいと思えます。

ちょっと国保のほうで最後もう一点。144ページでも説明してもらいましたが、一般会計の繰出金が1億円ということで、前年度ってさっきおっしゃったかな、国保会計の基金に積立ててあった分を繰り戻したという言い方でいいのかな、繰り出しをしたというふうなことなんですけど、もう少しちょっと説明いただけますか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） こちらに関しては、昨年度の3月補正で1億円を国保の基金に積み立てていただいたものにはなるんですけども、もともと国民健康保険の納付金の計算に関しては、仮係数を基に今まで、今回もしてはいるところなんですけれども、その仮係数と本係数の差が、昨年度というか今年度のものにはなるんですけども、それが8,400万円近く上がるということだったので、ただ、もう令和6年の時点で我孫子市の国保の基金が枯渇しておりましたので、そうなるともう財源がない状態になったので、財政と協議をした中で3月補正のところで積立てをしていただけるということだったので、昨年度のこの3月議会で1億円を積立てさせていただいたというところなんですけれども、ただ今年度、税率改定もさせていただいたものとか、想定以上に被保険者の方の所得水準が上がったというところで、その本係数になった部分についても賄えて対応ができたというところで、実際1億円を使わなくて済んだということだったので、今、我孫子の財政も厳しい中、積立てをさせていただいたことになるので、その分使わなかった分を戻させ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ていただくという形になっております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

国保の税の収入のところ、今回補正が7,850万円ということですよ。ですから1億円まではいかないまでも、ここで先ほどの御説明でもあったけど、被保険者の方の収入増というところもあって、この7,800万円、8,000万円近く増えたというふうなお話がありました。

だから、そういうものが歳入として確保できた分、1億円プラス2,000万円になりますけれども、一般会計に繰り戻せたというか、繰り出せたというお話かと思いました。

最後の質問は、そういうやり方も一つあると思いますし、一方では、例えば今後の値上げなどを見据えて、国保の基金として積んでおくという考え方も当然あると思うんですよ。今、残が1億1,000万円ぐらいでしたか、この3月補正の1億円繰り出したけれども1億1,000万円まだあると。

だから1億円を仮にのせといて、2億円にしておくとかいう考え方もある。そうすると、今後国保の会計がまた上げざるを得ないようなときに、そこから出して激変緩和的な考え方というのでも取れるんだろうと思うんですけど。そういう意味でいうと、国保の基金の水準というのはどれぐらいにしたいというのがあるんですか。今1億円ですずっと来ているか、あるいはそこを前後するぐらいかなと思うんですけど、その辺のことを最後にお聞かせいただけますでしょうか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） 基金の実際どのぐらい積み立てるのがいいかというのが、やはりいろいろ見ても、都道府県、市町村いろいろなどところによって基準が全然違うんですけども、やはり保険給付費の5%ぐらいがいいのかなというところを思っておりまして、その金額からすると我孫子市ですと80億円ぐらいが保険給付費でなっていますので、その5%なので4億円ぐらい基金として持っているのが望ましいのかなというのは思っているところなんですけれども、今回、一般会計に1億円戻させてはいただくんですけども、今後、やはりなかなか基金にも積みない状態であれば、財政とも協議して、そこに関してはまた積ませていただくような形で協議をさせていただきたいとは思っております。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第20号に対する質疑を打ち切ります。

議案第21号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第21号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

補正予算書の149ページを御覧ください。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,997万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億675万6,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に沿って主な内容を御説明いたします。

157ページを御覧ください。

初めに歳入について御説明いたします。

歳入では、主に歳出予算における保険給付費及び地域支援事業費の歳出の減額に伴い、特定財源となる国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金について、それぞれ減額するものです。

上段、国庫支出金は、款2項1目1介護給付費負担金について1,882万円を減額するものです。

中段、款2項2目1調整交付金について、交付額が決定したため720万5,000円を減額するものです。

その下、款2項2目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）について、それぞれ234万2,000円、111万5,000円を減額するものです。

下段、款3支払基金交付金、159ページ上段、款4県支出金、下段、款6繰入金については、款2国庫支出金と同様減額するものです。

161ページを御覧ください。

中段、款6項2目1介護保険財政調整基金繰入金は3,612万9,000円を減額するものです。今回の補正により、介護保険財政調整基金積立金残高は12億1,264万2,000円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

163ページを御覧ください。

款1総務費では、項1目1一般管理費、説明欄1つ目の丸、介護保険事務運営費については、高齢者支援台帳サーバー及び端末設定業務委託料について、当初の見込みよりも安価に契約できたため365万2,000円を減額するものです。

下段、款2保険給付費では、款2項1目1居宅介護サービス等給付費のうち、説明欄1つ目の丸、居宅介護サービス給付費については、利用者が当初の見込みを上回るため1億円を増額するものです。

説明欄の4つ目の丸、地域密着型介護サービス給付費は、利用者が当初の見込みを下回るため5,000万円を減額するものです。

165ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

上段、款2項1目2施設介護サービス等給付費のうち、説明欄の丸、施設介護サービス給付費は、利用者が当初の見込みを下回るため2億円を減額するものです。

167ページを御覧ください。

上段、款3地域支援事業費では、項1目1介護予防・生活支援サービス事業費では、説明欄の丸、介護予防・生活支援サービス事業費については、利用者が当初の見込みを下回るため800万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） そうしたらちょっと大きな額のところだけいきます。

165、166ページの施設介護サービス等給付費に関しては、2億円の減額ということで利用減だったということなんですけど、もともとここにあるように42億7,000万円の予算を計上していたところだったと思うんですけど、この2億円減額した理由について、もう少し詳細にお聞かせいただければと思います。

○介護保険室長（茅野強君） 施設介護サービス給付費は、要介護認定を受けた被保険者が主に介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に要した費用となります。

施設介護サービス費につきましては、病床数、ベッド数が決まっていることから、例年当初予算どおりに推移するところがございますが、本市では介護保険事業計画に基づく施設等整備方針に基づき、令和7年には3月に特別養護老人ホームけやきの里あやめ館100床、7月に介護医療院エスピーロ、これが介護老人保健施設からの転換となりますが、95床が整備されました。その中で、介護老人福祉施設、介護老人保健施設につきましては当初の見込みどおりだったものの、介護医療院については開設が7月となったこと、開設後の稼働率については現在でも80%程度で、うち市民の割合が50%程度であることから、当初の見込みを下回ったものです。

なお年間の支出見込額は39億5,000万円を予定しております。

○委員（坂巻宗男君） 詳細な説明ありがとうございました。

いわゆる特養と老健に関しては予算どおり進んだけれども、今のお話だと新たな介護医療院ですね、こちらの関係で。一つは、7月になった。そのいわゆる3か月分の減があるというのが一つの要因で、プラス、いわゆる8割方の利用者数というようなことの2つの要因が重なっての2億円ですか。

○介護保険室長（茅野強君） はい、委員の指摘どおりでございます。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。

そうするとこの次の令和8年度に関しては丸々1年分という予算になるんだと思うんですけれ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ども、先ほどのお話だと8割ぐらいの利用であるというふうなことです、介護医療院。これは当初の見込みからいって、おおむねそれぐらいの利用率というものが、この介護医療院、市内初だと思うんですが、その利用状況として予測どおりなのか、あるいはもう少し伸びると思って、あるいは逆に7割ぐらいと思ったのか、その辺というのはあるんですか。

○介護保険室長（茅野強君） 委員御指摘のとおり、当初はやはり介護医療院ということで、医療的ニーズの高い方、今まで我孫子に入所できなかった方を我孫子で介助できる施設となります。

当初は、やはり今申し上げたとおり、80%程度で推移はしてきたところなんですけれども、つい先日、介護医療院のほうに問合せをしましたところ、やはり最近問合せも結構増えてきて、まだ入所待機待ちまではいかないんですけれども、結構、病床数も埋まってきているということで、担当の方からお話をいただいております。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

そうすると、徐々に認知度というのかな、そういうことも含めて広がりを見せてきているということなのかなと思います。

最後に、先ほどそのうち市民の方が50%ぐらいだというふうなことではあったんですが、この辺の利用率についてはどういうふうに見ているんですか。ある程度、そもそも我孫子市民の方が使うことを予定していたということなのか、あるいはむしろもう少し広域的に見ていて、市民の方が50%ぐらいであれば予測の範囲内だなみたいな、そういうことになるんですか。この辺はいかがなんでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） なかなか介護医療院が地域密着型ではなくて、この辺りの広域的な施設ということになります。やはり近隣の自治体でも介護医療院がない施設等もありますし、あと、こちらが病床数95床ということで、大規模な施設ということになります。ちょっと私どもも、どの程度市民の利用があるかどうかというのは見込めない部分もあったかと思うんですけれども、やはり徐々にこれから利用率のほうも上がってくるのではないかとということでは見込んでおります。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第21号に対する質疑を打ち切ります。

議案第22号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第22号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の175ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,726万9,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ29億788万4,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて主な項目を御説明いたします。

183ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款1項1目1の後期高齢者医療保険料につきましては、実績を踏まえ節1の現年度分を8,500万円増額するものです。

款2項1目1の後期高齢者医療事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援事業補助金の交付決定に伴い769万2,000円を減額するものです。

款3項1目1の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減分に対して補填される公費の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金2,003万9,000円を減額するものです。

目2のその他一般会計繰入金につきましては、185ページの款5項3目1の受託事業収入の減額に伴い、一般会計からの事務費繰入金60万5,000円を増額するものです。

款5項3目1の受託事業収入につきましては、交付決定に伴い60万5,000円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

187ページを御覧ください。

款1項1目1の一般管理費のシステム改修委託料につきましては、今年度の事業費が確定したため769万2,000円を減額するものです。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等納付金増額に伴い9,258万円を増額するものです。

款4項1目1の予備費につきましては、保険料等納付金の過年度精算に伴い2,761万9,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第22号に対する質疑を打ち切ります。

議案第26号、令和8年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について、当局の説明を求めます。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○国保年金課長（野口秀郎君） 議案第26号、令和8年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の13ページを御覧ください。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億1,800万円と定めるもので、前年度と比較して7,200万円、0.61%の減額となりました。これは被保険者の減少に伴う保険給付費全体の減額や事業見直しに伴う保健事業費の減額などによるものです。

次に、事項別明細書に沿って主な項目を説明させていただきます。

予算書の398ページを御覧ください。予算説明資料は96ページからになります。

初めに歳入です。

款1、国民健康保険税は、対前年度比較1億2,975万7,000円増の27億2,788万8,000円を計上しました。増額となった主な理由は、子ども・子育て支援納付金が創設されたことや被保険者の所得の上昇によるものです。なお、現年課税分の予定収納率は、実績等を踏まえ医療給付費分及び後期高齢者支援金分は前年度から0.6ポイント減の93%、介護納付金分は前年度と同様の91%、子ども・子育て支援納付金分は県が示している収納率である93.33%と見込みました。

下段の款3項1目1国庫補助金は、令和7年度に引き続き令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴うシステム改修費に対して交付されるもので、右側の399ページ、節1子ども・子育て支援事業費補助金として857万2,000円を計上しました。

400ページを御覧ください。

款4項1目1保険給付費等交付金の右側、401ページになりますが、節1保険給付費等交付金（普通交付金）は、市が保険給付に要した費用に対して交付される交付金として、対前年度比較2億1,334万円減の78億8,296万6,000円を計上しました。減額となった主な理由は、被保険者の減少などに伴う保険給付費の減額によるものです。

節2保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村の特別の事情に応じて交付される特別調整交付金分、都道府県繰入金の2号繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診費用の3分の2負担分などを合わせた交付金として、対前年度比較3,091万4,000円減の1億2,485万3,000円を計上しました。減額となった主な要因は、被保険者の減少に伴うものです。

款5項1目1一般会計繰入金は、対前年度比較4,734万8,000円増の9億3,115万6,000円を計上しました。

右側の401ページを御覧ください。

節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、保険税の軽減措置を行った場合などに軽減措置相当分を公費で補填するものです。節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者の加入割

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

合に応じて一定の支援をするものです。節1及び節2を合わせ対前年度比較7,653万9,000円増の6億645万1,000円を計上しました。増額の主な要因は、保険税率の一部を見直したことなどによるものです。

節3未就学児均等割（保険税繰入金）は、未就学児の均等割保険税の軽減措置に対して公費で補填するもので、対前年度比較107万7,000円増の430万4,000円を計上しました。増額の主な要因は、保険税率の一部を見直したことなどによるものです。

節4職員給与費等繰入金は、一般職人件費、会計年度任用職員人件費、事務運営費等に要する費用に対する繰入金で、対前年度比較147万7,000円減の2億8,702万円を計上しました。減額の主な要因は、会計年度任用職員の人件費の減などによるものです。

節5産前産後保険税繰入金は、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割及び均等割保険税の減額措置に対し公費で補填するもので、対前年度比較5万3,000円増の142万8,000円を計上しました。

節6財政安定化支援事業繰入金は、保険財政の健全化及び保険税の負担の平準化を目的に、国の財政措置の下、一般会計から繰り入れるもので、対前年度比較884万4,000円増の3,195万3,000円を計上しました。

402ページを御覧ください。

上段の款6項1目1前年度繰越金は、令和7年度の収支がまだ不確定ではありますが、決算に伴う繰越金として、前年同額の1,000万円を計上しました。

款7諸収入は、延滞金、不当利得の返納金、交通事故等による第三者納付金などの収入となります。款7全体では、対前年度比較123万6,000円増の3,252万8,000円を計上しました。増額の主な要因は、返納金について実績を踏まえ増額を見込んだためです。

続きまして歳出です。

404ページを御覧ください。

款1項1目1一般管理費の2億1,281万6,000円につきまして、右側の405ページを御覧ください。

説明欄の最初の丸、一般職人件費（一般管理費）は、16人分の人件費として対前年度比較879万円増の1億3,346万7,000円を、その下の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は、7人分の人件費として対前年度比較139万1,000円減の2,448万6,000円を計上しました。

その下の丸、国民健康保険事務運営費は、対前年度比較1,024万9,000円減の5,486万3,000円を計上しました。減額の主な要因は、システム開発が令和7年度で終了する予定でしたが、令和8年度も実施することとなり、前年に比べて減額となるためなどによるものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なお、下から9つ目の国民健康保険システム開発・改修委託料につきましては、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴うシステム改修の業務委託費として857万2,000円を計上しました。

406ページを御覧ください。

下段の項2徴税費の3,260万1,000円につきまして、右側の407ページを御覧ください。説明欄の最初の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は、会計年度任用職員4人分の人件費として、対前年度比較107万5,000円増の1,505万9,000円を計上しました。

その下の丸、国民健康保険税賦課徴収事務費は、対前年度比較99万8,000円減の1,754万2,000円を計上しました。減額の主な要因は、郵送物の発送数の精査や納付確認書の発送方法の見直しにより、通信運搬費が減額したことなどによるものです。

408ページを御覧ください。

下段の款2保険給付費は、国民健康保険事業の主たる業務である被保険者の疾病や負傷に係る給付になります。

項1目1療養給付費は、被保険者数の減少に伴い対前年度比較2億円減の68億円を計上しました。

目2療養費は、被保険者数の減少に伴い対前年度比較300万円減の6,700万円を計上しました。

目3審査支払手数料は、被保険者数の減少に伴い対前年度比較34万円減の2,391万6,000円を計上しました。

療養諸費全体では対前年度比較2億334万円減の68億9,091万6,000円を計上しました。

410ページを御覧ください。

項2高額療養費は、同じ月内の療養費の自己負担額が高額になったときに支給される療養費で、目1高額療養費は、被保険者数の減少に伴い対前年度比較1,000万円減の9億9,000万円を計上しました。

目2高額介護合算療養費は前年度と同額の200万円を計上しました。

3段目の項4目1出産育児一時金は、被保険者が出産した場合に、1子につき50万円を保険給付するもので、被保険者数の減少に伴い対前年度比較200万円減の2,800万円を計上しました。

下段の項3目1葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬祭を行った方に5万円を給付するもので、被保険者数の減少に伴い、対前年度比較20万円減の880万円を計上しました。

412ページを御覧ください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

款3 国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い県が財政運営の責任主体となって、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金のそれぞれについて、県全体の必要所要額を見込み、公費の拠出で賄われる部分を除いた額を市町村ごとに国民健康保険事業費納付金として決定します。市はその決定額を県に納めることとなります。

項1目1 医療給付費分は、対前年度比較1, 229万3, 000円増の21億6, 889万1, 000円を計上しました。

項2目1 後期高齢者支援金等分は、対前年度比較1, 969万3, 000円増の8億4, 512万7, 000円を計上しました。

414 ページを御覧ください。

上段の項3目1 介護納付金分は、対前年度比較2, 605万7, 000円増の2億9, 268万8, 000円を計上しました。

中段の項4目1 子ども・子育て支援納付金は、新たに7, 988万7, 000円を計上しました。

款4 項1目1 保健衛生普及費は、人間ドック健診委託料やデータヘルズ計画に基づく保健事業委託料などで、対前年度比較668万2, 000円減の3, 864万4, 000円を計上しました。減額の主な要因は、はりきゅうあんま等の施設利用に対する費用助成を廃止したことによるものです。

416 ページを御覧ください。

項2目1 特定健康診査等事業費は、特定健診・特定保健指導を健康づくり支援課へ執行委任しているため一般会計への繰出金となり、対前年度比較626万2, 000円減の7, 515万円を計上しました。減額の主な要因は、被保険者数の減少によるものです。

款5 基金積立金は、国民健康保険事業の健全な運営に資するための積立金で、2, 613万2, 000円を計上しました。

款6 諸支出金は、保険税還付金、償還金などの支出となります。対前年度比較47万3, 000円減の1, 795万4, 000円を計上しました。減額の主な要因は、実績等を踏まえ保険税還付金及び還付加算金の減額を見込んだためです。

418 ページを御覧ください。

款7 予備費は、当初予期しなかった支出や予算に不足が生じた場合などに充用するもので、対前年度比較415万8, 000円減の500万円を計上しました。

最後に、令和8年度当初予算案は、本係数に基づいた国民健康保険事業費納付金の反映が間に合わないため、今年度当初予算同様、仮係数に基づき予算編成を行いました。本係数による算定結果の予算への反映につきましては、9月補正予算で調整を行いたいと考えています。なお、本係数では、歳出のうち、款3 国民健康保険事業費納付金全体で約3, 700万円の増となります。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上で令和8年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算案の概要につきまして説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（西川佳克君） 説明ありがとうございます。

410ページ、出産育児一時金ということで、前年の資料見ますと1,300万円減ということで、今回一時金が50万円出るとということで、この数字と金額から正確にちょっと聞きたいのは、これ600人の想定だったのかなと思ったので、実際のところはどのような人数になったのか、聞かせてください。

○国保年金課長（野口秀郎君） 実際の人数ということでよろしいですかね。

令和6年度の件数は、36件となっております。今回令和8年度の予算では56件を予定しております。

○委員（坂巻宗男君） ちょっと今の関係もあるんだけど、出産育児一時金は今回、歳入が変わったというか、2,000万円もともとあったものが減額されましたよね。それは予算説明資料に書いてあるとおりにんだけど、出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金がなくなって、何か新たに出産育児交付金というものが出るんだよというふうに書かれているんだけど、実はこれ予算見ても歳入としての代わりがないんですよ。だからこの2,000万円の代わりというのはどういうふうな数値としてこの令和8年度の予算書には表れているのか、お聞かせいただけますか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） こちらに関しましては、予算の中には見えない部分にはなってくるんですけども、後期高齢者医療保険の中で、出産育児交付金というものが令和6年から引かれる形になっていたんですけども、令和8年、来年度から、本格的に実施されるという形で、今まではその金額の2分の1の金額だったんですけども、令和8年度から満額という形で、出産育児一時金に対する出産育児交付金というものが、後期高齢者のほうで引かれる部分になってきます。

その部分が、今度は国民健康保険のほうの出産育児一時金の金額に充てる形にはなるんですけども、ただ、こちらに関しましては、国民健康保険の後期高齢者支援金の納付金の県から示された金額と相殺をして調整をしていくという話になっていますので、予算書の中には入ってこないんですけども、内々では後期高齢者支援納付金分で相殺されるので、そこが以前よりは少なくなってくるのかなということで、ちょっと数字としては見えないんですけども、そういう形にはなっています。

○委員（坂巻宗男君） 何か私も説明聞いてもちょっと分かりづらくて。要は、普通なら一般会計からの繰入金2,000万円がなくなりました。歳入としてね。その分、後期高齢者からの繰入金

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

があつて相殺されましたというふうになるのかなと思つたら、そうじゃなくて、歳出として出ていく後期高齢者への支援金というんですか、支出がとにかくある。そこが2,000万円分引かれなくなると言えいいのかな、支出しなくて済むというか。そういうふうに考えておけばいいんですか。実績に応じてなのかもしれませんけれども。その場合に、つまり、例えばどこの款、項でいうとどこの金額がそれなのか。組み込まれているとは思うだけけれども。その費目でいうとどこに当たるといふことなのかを教えてください。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） 先ほど御説明させていただいたんですけれども、後期高齢者支援納付金分のほうで相殺されますので、数字としては入ってこないんですけれども、ただこちらに関しまして、出産育児一時金の7%部分が後期高齢者、医療保険のほうで賄われる部分になってきますので、残りの93%部分に関しては保険税で賄う形になっております。

○委員長（澤田敦士君） 暫時休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時12分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

○委員（坂巻宗男君） ちょっと今、休憩中に御説明聞いて改めて確認をして、ちょっと国のほうで急に決まった部分もあって、市としても対応に追われたところもあるのかなと思つたんですが、私などは最初、何の説明もなく見ていったときに、この出産育児一時金がなくなったというのは、いわゆる子育て支援の今回新しく税ができたりしたから、そういうものが入ってくることで相殺されるのかなと思つたら、必ずしも今の説明を聞いてもそうではなくって、国保会計の中で賄いなさいというような、どちらかという趣旨だというふうに理解はしました。

だから、それはちょっと国のほうの制度としてどうなんだろうなというふうにも思いますよね。子育て支援をやつてこう、あるいは少子化を食い止めようという中で、その分をある種減額してしまつたということかなというふうに思うので。その辺ちょっと国の情報など今後も入れながら、我孫子市としても適切に対応はしていただきたいというふうに、この点は言っておきます。

もう一点だけ、ちょっと全体としての話なんですけど、度々説明で出てきているんですが、今回、被保険者数は減少します。一方で、保険者それぞれの所得などが伸びていく関係で、どうも医療給付に関わる国保税の収入などを見ると、若干増加していますよね。それはやはり1人当たりの単価という言い方がいいのかちょっと適切じゃないかもしれないんですが、歳入分としては上がってきていると、こういうふうな予算組みになっていると考えてよろしいんですか。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） 委員のおっしゃるとおりになります。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ちょっとそういう意味では、今までと状況が変わってきている部分もあるかなと思います。新たな子育て支援のほうの税率なども入ってきていますので、先ほど徴収率などの数値も予測として出していただいた部分もあるかと思うんですけども、そういったものを適切にしっかりと今後この1年間で見ていただきながら、国保会計のほうがしっかりと回るようにお願いしたいと思います。答弁結構です。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第26号に対する質疑を打ち切ります。

議案第27号、令和8年度我孫子市介護保険特別会計予算について、当局の説明を求めます。

○高齢者支援課長（長島公子君） 議案第27号、令和8年度我孫子市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の21ページを御覧ください。

本案は、令和8年度我孫子市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ145億2,000万円と定めるものです。対前年度比9.8%の増となっております。主な増額の理由としては、要介護・要支援認定者の増加により保険給付費が増加していることによるものです。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、23ページから24ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりです。

それでは、予算の内訳につきまして事項別明細書に沿って御説明いたします。

まず歳入について、予算書434ページを御覧ください。予算説明資料は103ページからになります。

歳入のうち、款1介護保険料、項1目1第1号被保険者保険料は26億4,352万7,000円で、対前年度比1.4%の増となっております。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は24億721万6,000円で、対前年度比10.7%の増となっています。

その下、項2国庫補助金は、項2全体で7億9,187万6,000円、対前年度比9.9%の増となっており、増額の主な理由は、後期高齢者の増加に伴う調整交付金の増分によるものです。

436ページ、中段を御覧ください。

款3支払基金交付金は、介護保険事務費に対する40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分となります。目1介護給付費交付金、目2地域支援事業支援交付金から成り、支払基金交付金全体では37億4,532万3,000円、前年度比9.9%の増となっております。

次に、下段、款4県支出金は、介護保険事業費に対する県の負担分となります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費の増額に伴い19億7,355万9,000円、対前年度比9.4%の増となっています。

続きまして、予算書438ページを御覧ください。

項2 県補助金、目1と目2の地域支援事業費交付金は、地域支援事業費増額に伴い9,654万8,000円、対前年度比5.5%の増となっています。主に、介護予防生活支援サービス事業費の増分によるものです。

次に、下段の款6繰入金、項1一般会計繰入金は、介護保険事業費に対する市の負担分となります。このうち、目1介護給付費繰入金、目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護サービス利用者の増加に伴い増額を見込む一方で、目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、目4低所得者保険料軽減繰入金は、前年度予算に対し介護サービス費用等を精査し減額を見込んだため、市負担分も減額となっています。

続きまして、440ページを御覧ください。

項2基金繰入金は、6億194万7,000円を事業費の財源として充当するものです。

続いて、歳出について主な内容を御説明いたします。

予算書の444ページを御覧ください。

まず款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は3億380万2,000円、対前年度比8.2%の増となっています。増額の主な理由は、445ページ、説明欄5つ目の丸、介護保険事務運営費の一番下、介護保険事業計画策定業務委託料342万1,000円は、令和9年度から11年度までの第10期介護保険事業計画、第11次高齢者保健福祉計画を策定するに当たり、令和7年度のアンケート実施に引き続き、次期計画等策定のための委託料を計上したことにより、増額するものです。

予算書448ページを御覧ください。

款2保険給付費は134億7,930万7,000円で、介護サービスの利用者の増加に伴い対前年度比10.1%の増となっています。

項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス等給付費は75億248万8,000円、対前年度比14.9%の増となっています。

続いて、予算書450ページ、目2施設介護サービス等給付費は43億9,975万円と、対前年度比3.0%の増となっています。

目3居宅介護サービス計画等給付費は6億5,849万8,000円と、対前年度比8.9%の増となっています。

次に、下段の項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方が利用する給付費で、介護サービスの利用者の増加に伴い、通所などの介護予防サービス給付、介護予防住宅改修費、介護予防サ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

サービス計画給付費などの増を見込み、対前年度比10.4%増の2億7,682万6,000円を見込んでいます。

452ページを御覧ください。

下段、款2項4高額介護サービス等費は、介護サービスの利用増による対象者の増加を見込み、3億7,963万4,000円を計上しています。

次に、予算書456ページを御覧ください。

款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費は、介護認定の要支援1、2の方が利用する訪問介護と通所介護の費用です。対前年度比4.7%増の3億6,785万7,000円を見込んでいます。

項2一般介護予防事業費は2,346万5,000円で、説明欄3つ目の丸、介護予防普及啓発事業のうち遊具運動教室の修繕料の増額により、対前年度比2.8%増となっています。後期高齢者が増加していく中で要介護状態にならないよう、引き続き介護予防等への支援、啓発に努めてまいります。

続いて、予算書464ページを御覧ください。

款4項1基金積立金、目1介護保険財政調整基金積立金は2,001万3,000円となっています。なお、基金残高は6億3,070万8,000円になります。

最後に、ページ戻りまして、予算書の25ページを御覧ください。

債務負担行為の設定について説明いたします。

地域包括支援センター運營業務委託については、我孫子北地区高齢者なんでも相談室担当圏域において、高齢者やその家族等を対象とした地域の身近な相談窓口として、介護予防事業、包括的支援事業等の業務を実施するため、令和8年度中に事業者を決定し、令和9年4月から業務を実施する必要があることから、3,895万円を限度に債務負担行為を設定するものです。

徘徊探知システム業務委託については、認知症による高齢者の独り歩きがあった際に、家族がパソコン等の端末から居場所を特定できるGPSを貸し出すことにより、高齢者の家族の身体的かつ精神的負担の軽減を図るとともに安定的な運用を図ることから、165万1,000円を限度に債務負担行為を設定するものです。

以上で議案第27号についての説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 何点か。448ページ、449ページですが、ちょっと額の大きなサービスの関係で、増加したという意味なんですが、居宅介護サービス等給付費の中の居宅介護サービス

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

給付費が来年度59億9,000万円。これが令和7年度当初は、51億円の数値だったはずなんです。そうすると、恐らく8億円ぐらい増加した予算を今回計上しているかと思うんですが、この理由についてお聞かせください。

○介護保険室長（茅野強君）こちらにつきましては、やはり要介護認定者の増加、あとはどうしてもこれからの高齢者数につきましては横ばい状態が続くかと思うんですけれども、やはり75歳以上のケアが必要とする方の増加により、こちらの増額を見込んでおります。

○委員（坂巻宗男君）とはいえ8億円の増加ということで、かなり伸びとして大きいのかなと思っているんですが、ごめんなさい、ちょっとさっきの補正と見比べていけばよかったのかもしれないんですが、これ毎年これぐらい伸びていくものですか。それだとどんどん相当な額になっていってしまうんですが。この年度の特徴とか、最近の特徴とか、そういうものがあるんでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君）ちょっとつい最近令和5年度までがコロナ禍ということで、もうコロナ以降ということをおっしゃっていることかと思うんですけれども、やはりコロナ明けによって居宅サービスの伸びが非常に、先ほど補正のほうでも上げさせていただきましたが、伸びているところが現状になるかと思えます。

○委員（坂巻宗男君）ちょっとさっきの補正を振り返ってみると、これで51億円だったものが多分1億円この3月で増加させた、この令和7年度の3月補正で。だから52億円ぐらいじゃないかと思うんです、この令和7年度。それが今度、令和8年度に入ると、つまり8億円じゃなくて、決算的に見れば7億円前後ぐらいの増加ということになると思うんですけども、もしコロナ禍ということであれば5類移行になった年とかから、一気に数億円増加しましたよというのは分かるんですけども、この令和7年度から8年度にかけて、これだけの数値はやっぱり伸びるんですか。

恐らくこの辺の数値、予算は第9期の介護保険事業計画などの数値に基づいて、この辺、予算組みしているという部分もあるかと思うんですよね。だから予測数値というところもあるのかなと思うんですけども、その辺どうなんでしょう、決算的なことを見てもやはりここぐらいまで伸びていくんですか。

○介護保険室長（茅野強君）居宅サービスのこれまでの決算、令和6年と5年度の実績ですと対前年度比110%。その前の年、令和5年度ですと対前年度比111%ということで、特に居宅サービスについては非常に伸びがあります。

その前の令和4年度ですと、対前年度比が104%というところで、ちょうどこのあたりがコロナの終わりの頃かなと思っております。

○委員（坂巻宗男君）そうすると110%、1割ぐらい増えましたよということで考えると、5億円ぐらいちょっと増えてきていたというふうな感じで伸びがあったということなんでしょうかね。何かそういう中で、居宅介護サービスなどで突出して今増加しているようなものがあるんですか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

いわゆるお話の中だと、有料老人ホームとかね、本来ならそれ施設系じゃないのなんて思うものが、この中では居宅介護みたいなことに当てはまってしまうから、そういったものもこの予算なんですなんて話は伺ったりするんだけど、そうやってかなり1割ぐらいずつ増えていっていることの主な要因というのはあるんですか。総じて上がってきているのか。

○介護保険室長（茅野強君） 総じて上がっていることは間違いないんですけども、やはりこの居宅介護サービス費の中に、いわゆる特定施設入居者生活介護というカテゴリーがございまして、これは介護つき有料老人ホームになります。委員御指摘のとおり、これ入所じゃないかという声もあるんですが、法的には居宅サービスということで、やはりこちらの整備のほうも今後予定を進めておりますので、そちらの分も含めていくと、やはりちょっと伸び率が居宅介護サービスについては多いという状況になります。

○委員（坂巻宗男君） 了解しました。

かなりちょっと額として、伸び率として多分一番大きな部分だったもんですから、今御質問したところですけども。その辺も含めて、今後第10期の介護保険事業計画などでもいろいろと分析していくことになるのかなと思いますので、必要なサービスが支援できるようにお願いしたいと思うんですが。

もう一点、前のページの446、447ページで、恐らく新しい取組じゃないかと思うもので、在宅医療ハンドブックの作成委託料というのが、今回80万円の予算、それからもう続けちゃいますが、その上、認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業、これも初めてついているというか、去年などついていないなという予算だったりするんですけど、この辺は、この第9期の事業計画の中で行うというものなのか、あるいは第10期へ向けたような計画になってくるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○高齢者支援課長（長島公子君） 認知症施策の推進計画に関することについては、第10期の介護保険事業計画に包含した形で認知症の計画も策定しますので、そちらは第10期の形になります。

あと先ほどの在宅医療の介護連携のハンドブックにつきましては、こちらのほうは、今在宅医療介護連携を進めていく中で、市民への啓発について不足している部分がありますので、そういった情報を1冊にまとめたハンドブックの作成を今、案を進めているところでして、そちらの予算になります。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

そうしたらぜひ在宅医療のハンドブックなどは、恐らく年度内にできるというふうなことで予算化だと思いますので、ぜひそういったものが必要としている方に届くように、市民の皆さんへのアンケートなど今回もちょっと資料で頂いたりしたんですよ。そういう中で、やっぱり在宅医療などへの不安とか見えないところとか、いろいろと課題が出ているなという部分も感じましたので、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ぜひこういったものもしっかり届けていただければというふうに思います。

最後に、今回8年度が第9期の介護保険事業計画の最終年度になると思うんですけど、先ほど一番最後に説明してもらった介護保険特別会計の基金が、今回6億円ぐらい取り崩して、一応トータル残高で6億3,000万円ぐらいを見ているという話だったと思います、年度末で。その辺は、この第9期の事業計画の予測とおおむね一致するようなものになっているのか、あるいは出が多かったりしているのか、あるいは少なかった、思ったよりもたまったということなのか、その辺を最後に御答弁いただけますか。

○介護保険室長（茅野強君） こちらの第9期介護保険事業計画の中で、介護保険財政調整基金から約6億4,000万円を9期の介護保険料の抑制に活用するという事で位置づけをさせていただきました。

先ほど8年度当初6億3,000万円基金残高がというところで、この計画が始まった令和6年当初ですと14億6,000万円ということで、8億6,000万円程度を今繰り入れている状況になります。となると、やはり6億4,000万円よりもちょっと多いということにはなるんですが、ただ、まだ令和7年度の決算がありますので、令和7年度からも、やはり多少繰入れとかもある状況が現在となっております。

主に、こちら、やはり上回った要因としては、先ほど御指摘いただいたように、居宅サービスが予想を上回るサービスが増えたということと、あとは来年度の6月に臨時の報酬改定が予定されて、本来ですと令和9年度当初に行うものが、介護人材不足等を含めて前倒しで実施をされるということが予定されているんですけども、それらについては、本来計画の策定の段階で、保険者の想定していない支出に含まれてしまうものと考えております。

恐らく今回、介護給付費のほうで135億円ぐらいということで支出を見込んでおりますので、そうしますと大体2%ということになりますと、2億6,000万円程度。そこで、さらに1号被保険者の負担分ですと6,000万円ぐらいということになりますので、かなりそのあたり当初の見込みになかったもの等も含まれている状況になっております。

今後また8年度についても、やはり物価高とか、施設整備とか、いろいろ状況が出てくるかと思うんですけども、引き続きこの基金の管理等については適正な管理を進めていきたいと思っておりますのでございます。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第27号に対する質疑を打ち切ります。

議案第28号、令和8年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について、当局の説明を求めま

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第28号、令和8年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の29ページを御覧ください。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億8,200万円と定めるもので、対前年度4億6,400万円、16.5%の増額となっております。

それでは、事項別明細書に沿って主な項目を御説明いたします。

予算書480ページを御覧ください。あわせて、予算説明資料は108ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款1後期高齢者医療保険料は、対前年度4億1,077万5,000円増の28億1,304万4,000円を計上しました。内訳につきましては、481ページ上段を御覧ください。

節1現年度分は、特別徴収と普通徴収を合わせて28億504万4,000円、節2滞納繰越分は800万円を計上しました。

款2国庫支出金は、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費に対して交付されるもので、329万2,000円を計上しました。

款3項1目1の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の軽減分を千葉県後期高齢者医療広域連合に拠出するため一般会計からの繰入金で、対前年度5,537万9,000円増の3億9,523万4,000円を計上しました。この繰入金については、県が4分の3、市が4分の1を負担することとなっています。

その下、目2のその他一般会計繰入金は、職員の給与費、会計年度任用職員の報酬、後期高齢者医療制度の事務運営費や保険料、徴収事務に要する費用等に係る繰入金で、対前年度351万6,000円増の5,377万6,000円を計上しました。

482ページを御覧ください。

款4繰越金につきましては、令和7年度の決算が不透明な状況ではありますが、令和7年度当初予算と同様に500万円を計上しました。

款5項1目1の延滞金は、滞納繰越分保険料等の徴収の際に加算された延滞金分として、令和7年度当初予算と同様に50万円を計上しました。

その下の項2目1の保険料還付金は、提出や死亡などの異動に伴う保険料の還付金を千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度48万円増の618万8,000円を計上しました。

その下の目2の還付加算金は、被保険者の所得更正等により保険料が減額され、納め過ぎた保険料を還付する際に利息に相当する還付加算金が発生することがあります。その還付加算金を千葉県

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、令和7年度当初予算と同様に2万5,000円を計上しました。

その下の項3目1の受託事業収入は、保険料決定通知書の印刷や郵送などに係る事務費分として、千葉県後期高齢者医療広域連合から受け入れるもので、対前年度1万2,000円減の468万5,000円を計上しました。

次に歳出です。

486ページを御覧ください。

款1項1目1の一般管理費は、一般職と会計年度任用職員の人件費、資格確認書の郵送料や窓口業務等委託料など後期高齢者医療事務運営費に要する経費で、対前年度210万円減の5,410万8,000円を計上しました。

なお右側の487ページ、説明欄の下から3つ目の後期高齢者医療システム改修委託料については、子ども・子育て支援金制度の創設に係るシステム改修業務委託料として329万2,000円を計上しました。

その下の項2目1の徴収費は、保険料決定通知の印刷製本費や郵送料など保険料の徴収に要する事務費で、対前年度53万4,000円減の690万1,000円を計上しました。

488ページを御覧ください。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と県及び市から受け入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、対前年度4億6,615万4,000円増の32億1,377万8,000円を計上しました。増額となった主な要因は、被保険者の増額に加え、子ども・子育て支援納付金が新たに追加されたことによるものです。

その下の目2のその他一般会計繰入金は、職員の給与費、会計年度任用職員の報酬、後期高齢者医療制度の事務運営費や保険料徴収事務に要する費用等に係る繰入金で、対前年度351万6,000円増の5,377万6,000円を計上しました。

482ページを御覧ください。

款4繰越金については、令和7年度の決算が不透明な状況ではありますが、令和7年度当初予算と同様に500万円を計上しました。

○委員長（澤田敦士君） 暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 申し訳ございませんでした。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

488ページを御覧ください。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と県及び市から受け入れた基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、対前年度4億6,615万4,000円増の32億1,377万8,000円を計上しました。増額となった主な要因は、被保険者の増額に加え、子ども・子育て支援納付金分が新たに追加されたことによるものです。

その下の款3項1償還金及び還付加算金は、歳入でも説明したとおり、再転出や死亡などの異動による保険料の更正に伴う還付金で、歳入と同額となりますので、保険料還付金は618万8,000円、還付加算金は2万5,000円を計上しました。

その下の款4項1目1の予備費は、当初予期しなかった支出や予算に不足が生じた場合に充用するもので、令和7年度同様100万円を計上しました。

以上で令和8年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算案の概要について説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（佐々木豊治君） ただいま説明いただきましたけれども、その中の広域連合交付金の中の子ども・子育て支援金事業納付金は幾らになるのでしょうか。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） まず令和8年度、9年度分として、年間の医療分として1人当たり1万4,000……

○委員長（澤田敦士君） 暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 対前年度4億6,400万円増で32億8,200万円となります。

○委員（佐々木豊治君） それでは、納付金の額を教えてください。

○委員長（澤田敦士君） 暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 納付金の子ども・子育て支援金分については、一括で広域連

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

合のほうに納付するものですので、子ども・子育て支援金分についての詳細については今現在ちょっと分からない状況になります。

○委員（佐々木豊治君） 分かりました。大変急に聞いてごめんなさいね、本当に。

それではいつ頃大体分かるのでしょうか。今は分からないということですが。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 広域連合の精算というのが、年度当初から各市町村で総合的なまとまりがありますので、大体分かり得るのが11月頃のところになると思います。

○委員（佐々木豊治君） ありがとうございます。

大変ですけど、よろしく願います。

それでは、子ども・子育て支援事業納付金が後期高齢者医療特別制度に上乘せされているのかということですね。従って後期高齢者医療の保険料は平均どのくらい上がっていくのでしょうか。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 医療分として値上がりというのは、年額で1万7,447円となっております。子ども・子育て支援金分としては、1月当たり1,456円という形になっております。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第28号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第31号、工事請負契約の締結（我孫子市立我孫子第四小学校給排水設備等更新工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長補佐（尾高由季子君） 議案第31号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書110ページを御覧ください。

まず初めに提案理由です。

我孫子市立我孫子第四小学校給排水設備等更新工事の請負契約を締結するため提案するものです。

次に、契約の内容についてです。

- 1、契約の目的、我孫子市立我孫子第四小学校給排水設備等更新工事。
- 2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、消費税込みで2億3,980万円。
- 4、契約の相手方、株式会社ダイエックス。

次に、議案資料76ページをお開きください。

工事請負契約の締結に関する資料に基づき御説明いたします。

事業目的は、1、事業概要の（3）にあるとおり、第1校舎は建築から45年以上、第2校舎は建築から55年以上経過しており、耐震改修、外壁改修、トイレ改修等を行われてきたものの、建

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

物内の給排水管は大規模な修繕を実施しておらず老朽化が著しいことから、給排水管を更新するものです。

事業期間は、（５）にあるとおり、令和８年４月１日から令和１０年２月２９日までの２か年になります。

次に、２、施設概要です。

まず、（１）第１校舎についてです。

ア、構造ですが、鉄筋コンクリート造４階、エ、建築年は昭和５３年及び昭和５４年です。

議案資料７７ページを御覧ください。

今回の工事対象施設を図の斜線部分で示しています。

この図にあるとおり、工事の対象建築物は、第１校舎第２校舎及び渡り廊下となっております。

第１校舎と文字が書いてあるところに校舎を横断する線が引かれています。この線は建物の境界線であり、２つの建物で構成されています。プールに近いほうが昭和５３年、プールから遠いほうが昭和５４年に建設されたものになります。

次に、７６ページに戻っていただきまして、（２）第２校舎についてです。

ア、構造ですが、鉄筋コンクリート造３階、エ、建築年は昭和４０年及び昭和４５年です。

７７ページを御覧ください。

校舎を横断する線が３本引かれており、４つの建物で構成されています。屋内運動場側の建物は昭和４５年、それ以外の３つの建物は昭和４０年に建設されたものになります。

以上で議案第３１号の御説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 全てですから、かなり大きな工事になるのかなというふうに思っているんですけども、これは工期はこの４月から２月まで、３月までという形で１年間なんですけど、主には、やはりこれ夏季休暇等々でということになるのか、その辺、生徒の通常の事業などとの兼ね合いなどをお聞かせいただけますでしょうか。

○総務課長（高橋純君） 工事につきましては、学校運営になるべく影響が出ないようにとは考えております。音が出るようなコンクリートをはつるような作業につきましては、なるべく夏季休暇中に集中してやるように考えております。

○委員（坂巻宗男君） これだけ大規模な給排水管の更新工事は、今までどうなんですか、市内の小中学校では前例としてはあるんですか。

○総務課長（高橋純君） ここまで大規模な、給排水に限って改修するものについては、なかなか

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

例がないものだと考えております。

○委員（坂巻宗男君） 恐らく私も議員でこうやって契約案件など見させていただいているけど、なかなかない事案かなというに思いました。

だから、ちょっとどういうふうなことになっていくのか、それからこれを含めて、今後当然、ほかの学校、老朽化している部分も同じように順次出てくる案件だと思いますから、ここを機にいろいろと見えてくるものもあるんだろうと思います。いずれにしても、やはり先ほど御答弁あったけど、学校の活動に支障がないようにしていただきたいというふうに思っております。

それは、いわゆるはつる等々の工事は夏にということではあるんだけど、今現在のものは当然、廊下の中とか、下とか、場合によったら教室の中にも入っているんでしょうか、教室にあまりないのかな、普通教室は考えられないのかな。給排水ですからね、トイレ等々含めているんなところに入り込んでいるから、どうしたって削ったりする部分が出てくると思うんだけど、その辺は、基本、夏場でいけるのか、ある程度やはりこの騒音などを考えながら1学期、2学期等々考えていかなきゃいけないのか。その辺はどんな状況ですか。

○総務課長（高橋純君） 確かに、今現在の既設の給排水管が廊下のコンクリートの下に入っているところもございます。そういったものを全て取り出して、そこにまた埋めるわけではなくて、もうそのままにしてしまって、ほかに外から露出で新たに配管を作るとか、そういったことも考えますので、全てが全て音が出る作業ではないと。

一応なるべく音が出る作業につきましては、夏季休暇中を中心にやりたいということと、あとは学校の授業がない日、土日・祝日ですとか、そういうところを使って工事進めていきたいと考えております。

○委員（坂巻宗男君） 分かりました。

いわゆるはめ殺しというか、埋め殺しというかね、ちょっといい表現じゃないのかもしれませんが、そんな形になるのかなというふうに思いました。

学校の行事なども考え、それから保護者の皆さんなどにも十分説明していただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

もう一点だけ、ちょっと入札関係で伺いますけど、これ、これだけ2億円を超える額なんですけど、たしか1者しか応札がなかったというふうに見ました。たしかこれは東葛まで含めて事業者の枠は広げてやったけれども、1者のみになってしまったということではあるんだけど、この辺どういうふうな状況で、この1者だけになってしまったのか、お聞かせください。

○総務課長（高橋純君） この工事は、管工事を出しております、あとこの管工事というのが、今近隣ですと小中学校の体育館の空調設置の工事とかで、なかなかその管工事の事業者さんが手いっぱいな状況だという情報があらかじめ把握できておりましたので、通常の評価方式の入札で

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

すと、市内本店か柏本店でやっているんですけども、さらに範囲を広げて東葛管内、あと流山市、野田市、松戸市まで広げさせていただきました。なるべく努力はさせていただいたんですけども、ちょっと結果としては1者の入札になってしまったということでございます。

○委員（坂巻宗男君） なかなか難しいところがあったのかなというふうに思います。

ちなみに落札率はこれどのぐらいになっているんですか。

○総務課長（高橋純君） 落札率につきましては、99.95%になります。

○委員（坂巻宗男君） 1者で、いわゆる落札者がいないような、もちろん今いろんな事業もあるので、それでも予定価格に収まったということではあるけれども。教育委員会としては東葛まで広げたということではありますけれども、今後も繰り返しかねない、こういった工事が出てくる。そういったときには、今回以上の例えば枠を広げるとか、いろんなことを考えて、やはり適切な競争が働くようにお願いしたいと思います。最後に御答弁をお願いします。

○総務課長（高橋純君） ただいま委員から御指摘いただきましたように、今後、工事の入札の不調が多く出ると予測されます。ですので、今までは総合評価方式といたしまして、ちょっと市内の事業者さんに有利になるような方式を取ったりはしていたんですけども、果たしてそれをそのまま続けられるのか。またあと地域要件ですね。今回東葛まで広げさせていただいたんですけども、さらに広げていく必要があるかといったところは研究していきたいと考えております。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第31号に対する質疑を打ち切ります。

議案第32号、工事請負契約の締結（我孫子市立布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長補佐（尾高由季子君） 議案第32号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書111ページをお開きください。

まず初めに提案理由です。

我孫子市立布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修工事の請負契約を締結するため提案するものです。

次に、契約の内容についてです。

- 1、契約の目的、我孫子市立布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修工事。
- 2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、消費税込みで1億9,987万円。
- 4、契約の相手方、立沢建設株式会社。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、議案説明資料78ページをお開きください。

工事請負契約の締結に関する資料に基づき御説明いたします。

事業目的は、1、事業概要の（3）にあるとおり、屋内運動場は建築から40年以上経過しており、大規模な修繕等を実施しておらず、施設の老朽化が著しく外壁の割れが散見され、雨漏り等も発生していることから、屋根、外壁等の改修を実施するものです。

事業期間は、（5）にあるとおり、令和8年4月1日から令和8年11月30日までとなっております。

次に、2、施設概要です。

（1）屋内運動場について。ア、構造は鉄骨造2階。

（2）渡り廊下について。ア、構造は鉄骨造1階です。

（1）エ及び（2）ウ、建築年はいずれも昭和58年です。

次に、議案資料の79ページを御覧ください。

今回の工事対象施設を図の斜線部分で示しています。

この図にあるとおり、工事の対象建築物は、屋内運動場及び渡り廊下となっております。

以上で議案第32号の御説明を終わらせていただきます。十分な御審議の上御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（山下佳代君） 説明ありがとうございます。

すみません、これ体育館の修繕改修工事ということで、今回、国の学校施設環境改善交付金というので体育館の大規模改造防災機能強化の対象となっておりますが、これって、それと一緒に体育館の空調の工事とかは一緒にできないものなのか、お聞かせください。

○総務課長（高橋純君） 今回活用させていただきました国の学校施設環境改善交付金の防災機能強化というメニューなんですけれども、こちらの外壁の落下ですとか、屋根の落下とか、そういったものの対策として補助が出るものでありまして、空調設置はまた別のメニューとなっております。

○委員（山下佳代君） 分かりました。

これって期間も7か月間になりますが、学校の体育館の授業とかというところでの支障はどうなるか、お聞かせください。

○総務課長（高橋純君） この工事の期間全てで使えなくなるとは考えておりません。

この工事が始まりますと、週1回ぐらいのペースで、学校と事業者さん、教育委員会と市役所のほうで定例会という場を設けまして、そこでいろいろな調整をさせていただきます。

例えばここで学校行事があるので体育館をどうしても使いたいという場合には、そこをなるべく

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その希望が通るような工程を組んでいきたいと考えております。

○委員（山下佳代君） ありがとうございます。無事故で工事のほうお願いいたします。

以上です。

○委員（坂巻宗男君） ごめんなさい。さっきの同じ視点。これ落札率は幾つですか。

○総務課長（高橋純君） 100%になります。

○委員（坂巻宗男君） これ1者が辞退をして、この1者だけというふうに資料で見ました。先ほど99.95%、今回も100%ということで、もちろん予定価格というところなんだけれども、やはりしっかりと競争がされるということは大切だと思います。先ほど御答弁あったから繰り返さないようにしますが、こういったものもしっかり見ていっていただきたい。

ぜひこの辺は副市長、これ教育委員会だけの問題じゃありませんから、ぜひ入札全体というところで、副市長のほうでもこういった事例、監査などでもこれ当然指摘される案件なんですよね。1者で、あるいは100%で、99.95%で、これだけ億単位のお金の入札案件ですからね。こういったものもどういったやり方があるのかというのは、やっぱり我孫子市として全体的に考えていかなくちゃいけない案件だと思いますから、ぜひ見ていっていただきたいと思いますけれども、御答弁をお願いします。

○副市長（渡辺健成君） いずれも大きな工事につきましては、入札等審査会にかける案件ですので、そういう中でも、今後どういった形で発注したほうがいいのかということも含めて、そちらのほうも検討していきたいと思います。

○委員（坂巻宗男君） お願いします。

ちょっとこれは気になっている案件としては、湖北小の体育館の事業を請け負っているところと今回同じですよね。これ会派説明などでも、その辺をお話しさせていただいたけど、これによって湖北小の何か再建が遅れてしまうみたいなことがあっては決してならないので、その辺の工事の管理ね。そういったものをしっかり見ていただきたいと思います。

最後に御答弁をお願いします。

○総務課長（高橋純君） こちらの工事につきましては、設計金額が9,000万円を超える建築一式工事になりますので、技術者の専任が要件となる工事でございます。こちらの南小の体育館の技術者と、あと湖北小の体育館の技術者というのは当然別の方になりますので、それぞれの方がきっちり見ていただくということになっております。

○委員（坂巻宗男君） その辺教育委員会としてもしっかりと進行管理を見ていって、繰り返したけど、湖北小の体育館くれぐれも、こちらの布佐南小はもちろん大切なんですよ。けど湖北小の体育館、もうずっと何年も待っている案件ですから、そういったものの遅れがないようにくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。答弁結構です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（佐々木豊治君） 今の話の続きですけれども、副市長お願いいたします。

市内の老朽化対策で、今、特に学校関係の工事が多いですよね。今、坂巻委員がおっしゃったように、例えば、建設業界の3者、4者しかないでしょう。そうすると、必ずダブっちゃうんですよ。そうすると入札した場合、いい仕事は私はできないと思うんですよ、はっきり申し上げると。だから、できるだけ業界をもっと増やすことが大事だと思いますよ。今後どうですか。

○副市長（渡辺健成君） 市内の建設業者限られていますけれども、やはり基本は市内業者育成というか、いろんなときに市内の業者の方には災害等あったときにも、一番に迅速に助けていただいたり、そういったこともございますので、やはり発注するのであれば市内の業者の方に取っていただくというのが一番市としてはいいのかなと考えております。

ただその中でも、どうしてもやっぱり工事の本数だったりということで、市内業者だけでは担えないということもあるかと思しますので、そういった場合につきましては、先ほど坂巻委員のほうから御質問ありましたように、入札の参加できる範囲を近隣だったり、もっと広げると、そういった方法は取っていききたいというふうに考えております。

○委員（佐々木豊治君） これは副市長ね、申し訳ないけどね、限られた人員の中で絶対できかないんだから、はっきり言うと。私もいろいろ見ていますけれども、ほとんど外注なんですよ。そうすると、建設単価が高くなっちゃうんですよ。その辺を十分考えていかないと、いつになってもいい仕事できないんですよ。値段も下がらないし。だから1億円、2億円と簡単なこと言っているけれどもね、実際大変なことですよ、これは。市民の税金ですから。建設業界はもっと増やさなきゃ駄目ですよ。こんなに仕事多くちゃ。

次の順番決まってるんだもん、だって、業者間で話合いして。言い方は悪いんですけども。それじゃ駄目ですよやっぱり。市内業者育成ということは大変いいですよ、これは。限られた業者だけは、それは市内育成なんですよけれども、ほかの細かいことは市内育成全然やっていないでしょうよ、現実的に。違いますか。再度答弁お願いします。

○副市長（渡辺健成君） 工事の金額の大きさによって、当然参加される業者というのは、経営事項審査の点数によって決められていますので、当然大きな工事については条件を満たした業者が参加できると。そうじゃないものについては、参加できる業者というのはそれぞれに設けられていますので、必ずしも同じ業者が取っているというわけではないと思いますし、あくまでも市としましては、公共の決められた単価で設計をしまして、予定価格を公表しまして、その中で競争で入札をしていただいておりますので、市としては適正な競争が働いた中で、結果として1者ということもあるかもしれないですけども、落札をしていただいているというふうに考えております。

○委員（佐々木豊治君） そういう答弁言ってるけど、非常に不満ですよ。現実知らないでしょう、あなたたちは。現場のことは、はっきり申し上げます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

要らぬことを申し上げるわけにはいきませんが、委員会の場所ですから。もう少ししっかりと検証してくださいよ。こんな仕事をあるにもかかわらず、今言ったように建設業界何者ありますか、あなた。絶対やれっこないんですこれは。みんな外注ですよ。塗装工事もそう。みんな外注出しているんですよ。その辺十分吟味して、この入札制度の在り方というのは考えていかなきゃ、私はいけないと思いますよ。再度お願いします。

○副市長（渡辺健成君） 業者によっても全部の工場を自社でできるというわけじゃありませんので、決められた中できちんと下請業者をお願いしたりとか、そういった形でやっていますし、そういったものについてはきちんと届出をしていただいて、市のほうも把握した中で工事管理のほうをしておりますので、きちんと工事は行われているものと考えております。

○委員（佐々木豊治君） 工事は行われていると思いますということじゃないのよ。行われていまして言われなきゃ駄目なんです、これは。市民の税金でやっているんですから。やっぱりきちっともう少し検証しながらね、今の在り方というものを考えていかなければ、私、駄目だと思いますよ、申し訳ないけれども。裏を私、知っているから言っているんですよ。それじゃ絶対建設単価も下がらないし、いい仕事はできませんよ。必ず仕事をもらってくだから。年間どれだけあるかということ。それじゃもう本当に駄目ですよ、やっぱり。

競争入札ですからね。競争入札するということは、技術面、値段の問題、サービス提供、そういうこと全部含めて考えていかなきゃ私はいけないと思うんです。ここでああでもこうでも言ってもしょうがないですから。とにかくその辺十分勘案しながら、今後の在り方というものを考えていただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第32号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第33号、工事請負契約の締結（我孫子市立湖北台中学校第2校舎ほか屋上防水、外壁等改修工事）について、当局の説明を求めます。

○総務課長（高橋純君） それでは、議案第33号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書（2）の1ページを御覧ください。

まず提案理由です。

我孫子市立湖北台中学校第2校舎ほか屋上防水、外壁等改修工事の請負契約を締結するため提案するものです。

契約の内容としまして、1、契約の目的、我孫子市立湖北台中学校第2校舎ほか、屋上防水外壁

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

等改修工事。

2、契約の方法、総合評価方式一般競争入札による契約。

3、契約金額、消費税込みで2億1,670万円。

4、契約の相手方、有限会社山田建築。

次に、工事の内容としましては、議案資料（2）の1ページを御覧ください。

工事請負契約の締結に関する資料に基づき御説明いたします。

1、事業概要、（3）事業目的にありますように、第2校舎は、建築後40年以上経過しており、校舎外部の大規模な修繕等を実施しておらず、施設の老朽化が著しく雨漏り等が発生しています。

また、第1校舎は平成16年に外壁及び屋上防水改修を行っていますが、校舎南側の外壁塗装の劣化が目立ち、雨漏りの原因になるおそれがあることから、屋上防水、外壁等の改修を実施するものです。

第2校舎は、一昨年、久寺家中学校の外壁剥落を受け、実施しました外壁調査の結果、改修工事の優先順位が1番目となっているものです。

（5）事業期間は、令和8年4月1日から令和9年2月26日までです。

次に、2、施設概要です。

第2校舎は、2ページの図にありますとおり、校庭から遠いほうの校舎です。

構造は、鉄筋コンクリート造4階、一部鉄骨造。建築年は昭和57年です。

第1校舎は、2ページの図にありますとおり、校庭に近いほうの校舎で、構造、鉄筋コンクリート造3階。建築年は昭和57年です。

補足説明といたしまして、この契約につきましては、調査基準価格を下回る価格での入札があったため、低入札価格調査を実施しました。先月18日に低入札価格調査会で承認していただき、その後、20日に定例教育委員会で議案を可決いただき、市議会開会日の初日、先月24日に議案を上程させていただきました。

説明は以上です。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（澤田敦士君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 今回の3件、ちょっと何とも極端といいますか、落札率の話ね。99.95%と100%と。それで今度は低入札の審査会というところで。それでも低入札で審査して、これといけるだろうというふうなことなんですけど。すみません、もしかしたら説明いただいたかもしれないんだけど、今回予定価格から見たときに、この2億1,670万円ですか、いわゆる落札率などはどれぐらいで低入札という形になったんですか。

○総務課長（高橋純君） 85.28%になります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（坂巻宗男君） ありがとうございます。

今回、85.28%ということですが、契約金額としては2億円を超える非常に大きな額の工事というふうな形になります。当然その審査会の中で、まさに審査をしたから今回議案として出てきたということではあると思うんですが、いわゆる築40年以上たっている校舎などの大規模改修というところに関しては、しっかりと工事が行われるというふうな形でよろしいわけですね。

○総務課長（高橋純君） 低入札調査を実施させていただきまして、また調査会を通して契約の履行が適切になされるものであるというふうに判断されましたので、適切に行っていきたいと考えております。

○委員（坂巻宗男君） 最後、教育長、今回、これだけでも3件の議案が契約案件で工事が出てきて、湖北小の体育館もあるしというところで、本当に学校関係で多くの工事が入ります。ですから、本当に、この工事そのものがしっかり行われるということもそうですし、子どもたちの当然安全面、作業している方々もちろん健康とかいろいろなこともあるんですけども、そういったものを含めて本当に今、市内の小中学校の工事が大変多くなっていますから、その辺の管理も含めてしっかりと見ていていただきたいと思うんですが、最後に教育長のほうから御答弁いただきたいと思いません。

○教育長（丸智彦君） うちのほうは、学校施設個別施設計画に基づいた工事等をしっかりとやっていきたいなど。その際には、学校教育に影響がないような形で工事のほうもやってもらえるように、しっかりと進捗状況等の調査を見ていきたいというふうに思います。

○委員長（澤田敦士君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

議案第33号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時27分開議

○委員長（澤田敦士君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（澤田敦士君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

議案第3号、我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（澤田敦士君） 起立少数と認めます。

よって、議案第3号は否決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号につきましては一括して採決いたします。

議案第4号、我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号、我孫子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第8号、我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第9号、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第16号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号、令和8年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第27号、令和8年度我孫子市介護保険特別会計予算について、議案第28号、令和8年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第31号、工事請負契約の締結（我孫子市立我孫子第四小学校給排水設備等更新工事）について、議案第32号、工事請負契約の締結（我孫子市立布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修工事）について、議案第33号、工事請負契約の締結（我孫子市立湖北台中学校第2校舎ほか屋上防水、外壁等改修工事）について、以上議案18件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（澤田敦士君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 3 時 4 4 分開議

○副委員長（芹澤正子君） 再開いたします。

委員長より早退する旨の届出が提出されましたので、委員長に代わり議事進行を務めさせていただきます。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、生涯学習部に対する質問をお願いいたします。

○委員（西川佳克君） もう少しお付き合い願います。

2月14日に、ゆうゆう公園に行ってまいりました。その前にいろいろ文化・スポーツじゃないほかの方からもレクチャーを受けて。ここはデイキャンプの場所もあるので、所管が分かれています。そのときに私も本当にお天気のいいときに行ったので、まずサッカーやっている子どもたちがたくさんいまして、台数を見たら70台、止まっていました。本当に多くの親御さん、保護者の方がお子さんを連れてサッカーしているなど。一方では、キャンプ場では20台の車があって、今はやりのデイキャンプでテントを張って、いろいろと皆さんで楽しんでいると。

こういうところを見たときに、もっとここをたくさん利用してもらう施策とか、企画がないのかなということがありまして、その後、指定管理者のアクティオ・フクシ共同事業体の館長さんにも、これはまた別の話ですけれども、いろいろなお話を聞かせていただきました。

まずお聞きしたいのは、この中で、今、場所的に真ん中の、デイキャンプとサッカー場の間のところに自転車教室とオフロード、自転車ですね。あとはスケートボードというふうにも書かれています。この真ん中の部分。今、行っても、これ今写真撮ってきて、小屋は建っているんですが、人はいない。大きな看板の真ん中のあたりに初めての自転車、バーベキューコース、テント張り禁止とか、緑のこういうふうにはぼんと出て、ここ何も使っちゃいけないのかと、何かちょっと誤解するような。これは私の個人的な感想ですけど。ここは何も使っちゃいけないのかというような印象も受けました。

したがって、ここの部分を今後、本市としてはどういうふうを活用していくかという。非常にもったいないかなというような印象を受けたんですが。その将来像、今後のことについてちょっとお尋ねしたいんですが。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） オフロードコース整備されたところと、西側ですかね、空いたちょっとしたスペースというところでよろしいでしょうか。

あそこは平らな場所で、要は初心者が自転車走行できるような、そういったちょっとしたコースを設けていまして、そちらで今、指定管理者のほうで管理をして運用しているというような状況があります。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それは聞いたんですけれども、今後ここをもっと何かほかの活用にしていくとか、市として、後でまた五本松のことをお話ししますけれども、何かここをやっていかないと、このままでいいのかなというふうに思うんですね。

さっきちょっとお話ししましたけれども、以前、別の議員がスケボーの話もしました。え、ここのスケボーできるんですかって、はい、できますよと。ただ、できるといっても、非常にスラロームとか、高いコースを作っているとか、そういったものはありませんと。でもできますよと。できるって言っても、なかなか環境整備ができていないのかなというふうには感じたんですが。だから、もっと何かほかの施策はないのかなというところで質問させていただきたいんですが。全く今のところは、もうこのままの状態を考えてらっしゃるのでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 今オフロードコースの整地された部分があると思うんですけれども、その利用率が悪いということで、指定管理者のほうの提案がありまして、そこをスケートボード、アトラクションはないんですけど、平らなところなんですけど、そこを有効活用できないかというような御提案がありましたので、今はもうスケートボード場として活用しているというような状況でございます。

○委員（西川佳克君） また年度をまたいで、令和8年度でも令和9年でもいいんですけれども、こういった形で、何か指定管理者と一緒に企画とかイベントとか、五本松ができて、これちょっと後で話しますけれども、できてここが全然活用されなくなるようなことがないような取組が私は必要じゃないかなと思うんですが。こちらにも書いていますけれども、オフロードコース、非常にこれすごいきれいなボードマップで造ってつくってらっしゃるなと思って、私ももう一度、2回見に行ったんですけど、そしたらスケートボード利用可って書いていたんで、これ書いてるだけで何か使ってらっしゃる人もいないし、もちろん毎回毎回来るわけじゃないと思うんですが。非常にこれ有効活用できる場所だなと思うんですね。

ですから、何かもうちょっと積極的なスポーツ推進に向けて取り組むとか、あるいはイベント、ジョイント、コラボですかね、ほかの何かと。例えば、スポーツでもいいし、あるいは催物でもいいし、そういったことでもっと有効活用できるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところをぜひ今後検討していただきたいなと思うんですね。

あと、今、スポーツ系も非常にこういった施設を有料で貸してもらって、人を集めてやるということも、もちろん外でやる分ですから、雨が降ったりしてちょっと中止になるとか、そういったお天気に左右されることはあると思うんですが、こういったところ、本当スポーツ推進計画立てられているんだから、もっとやれるかなと思うんですけれども、最後お願いいたします。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 指定管理者を入れている一つのメリットというのが、指定管理者が自分たちの発想力、それから人脈等を持って展開する自主事業になるとは思っています。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ですからこういった施設を有効活用するということは本当に大事なことで、委員のおっしゃるとおり、活用してそこを使われることによって収益が上がったり、それから市民がスポーツに親しめる機会が向上すれば、よりよいと思っておりますので、そこは指定管理者と話し合っ、て、よりよい活用プランを立てていきたいと思ひます。

○委員（西川佳克君） ぜひ有効な活用。これ、公園緑地課も聞いたんですけど、キッチンカーもここで出すということで、どれだけの回数がキッチンカーを利用する、その頻度は分かんないんですけども、ぜひそういった他の課ともコラボしながらやっていただきたいと思ひます。

この点は以上です。

○委員（佐々木豊治君） 湖北公民館の本の貸出しの業務について、ある方の答弁では、年齢的にどの程度の方が貸出しに来ているかということ答弁されておりましたけれども、今さえ湖北台、湖北地域、あるいは周りの人たちの非常に不便だということだ、たまらないですよ本当に、はっきり言うと。あなただと分かんないか分かりませんが、もう私は日夜歩いているもんですから、市民の皆さんによく聞かれるんですよ。ですから、この本の貸出し業務をもう少し検討していただきたいと思ひますよ。前回は申し上げましたけれども、再度。

○図書館長（中山千草君） 皆様からの御意見をいただいております。ありがとうございます。

来年度4月から、湖北台の近隣センターのほうに、月2回ほど移動図書館のステーションを立てさせていただくことを予定しておりますので、そこでちょっとまた御意見いただければなというふうにお思ひます。

○委員（佐々木豊治君） そうしたらもう一点ですね。先ほどの答弁では、年齢別のおっしゃってございましたけれども、当然複合する問題なんですけれども、70代の方が非常に多いんですね。公民館に来る方が。ですから、本当に身近に、近いところで借りるところがあればいいな。今ここで近隣センターの話が出ましたけれども、本当に大変ありがたく思っているんですよ。

御案内のとおりこの間、いつか3キロないし4キロぐらいあるんじゃないかと本会議で言ったことあったんですけど。本当にそのとおりなんです。今、高齢者の方がもう免許を返納する方が多くて、自転車か、あるいは徒歩の方がほとんどなんです。その辺も十分勘案しながら、今、来年度4月から云々ということございましたけれども、早くやってもらって。4月からということだ、ございますから、ぜひひとつ対応していただきたいと思ひます。

もう一点なんですけれども、いつか同じく近隣センターもれびのことを話したんです。東我孫子あるいは青山台とかね、天王台地域から来る方が非常に多いんですよ。今でさえね。と申しますのは、我孫子の本館まで行くのはもう距離が遠いし、あるいは布佐の図書館まで行くのも遠いし。ですから、その辺の地域の方々がもっともってそういう近くで借り入れるときに、近隣センターもれびにもぜひ検討していただきたいと思ひますよ。お願いいたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これは要望でございますので、この件については。

○図書館長補佐（星美代君） 近隣センターこもれびのところは、以前にも一度移動図書館をというお声をいただきまして、移動図書館車が入れるかどうかというところで検討させていただいたことがあるんですけども、ちょっと転回するには敷地内が狭くて、なかなか移動図書館は難しいというところがありましたので、今後何かの形で貸出しが便利にできるようにならないかというところは、続けて図書館のほうでは考えていきたいと思っております。

○委員（佐々木豊治君） こもれびの駐車場では転回できないですか。あの場所でもって。できない。そうですか。

それではね、例えば近隣センターこもれびで駐車場を借りている、ちょっと100メートルぐらい行ったところにあるんですけども、あの場所はできると思うんですが、いかがですか。

○図書館長補佐（星美代君） 以前検討の折に、私、自分で公用車で見に行かせていただいて、第2駐車場になっている砂利敷きのところですか、いろいろ見させていただいたんですけども、少し高低差があったりとか、なかなかちょっと移動図書館車をずっと止める環境ではない、利用者の方の車が実際に駐車できてしまうと、図書館車が止まっていると利用者の方が今度逆に駐車ができないといったようなところもありましたので、よくよくちょっと考えさせていただきたいなどは思います。

○委員（佐々木豊治君） 毎日じゃないんですよ。今言ったように湖北台近隣センターやるっていても、月に2回でしょう。ですから工夫すれば幾らでもできるんですよ、はっきり申し上げると。やる気あればだよ。やる気なければ今言ったような答弁になると思いますけれども。もっと検討してくださいよ。お客さんが行って初めて図書館って成り立つんだから。再度ひとつお願いいたします。

○図書館長補佐（星美代君） ありがとうございます。

使っていただいてこそその図書館だということは図書館のほうでもいつも思っておりますので、なるべく便利にお使いいただけるように考えていきたいと思っております。

○委員（西垣一郎君） 湖北地区の図書館用地選定及び取得に関してです。

これは前回の12月議会で御質問させていただいた我孫子市中里字南久保作482番地ほかです。現況、わかくさこども園の北側の土地の約350坪に関するのですが、前回御質問した際に、地中の埋設物のことで御質問しまして、そのときにちょっと正確な答えは持ち合わせていないのでということでありましたので、ちょっと今回、その説明をまずお願いしたいと思っております。

○図書館長（中山千草君） 私のほうから今現在お答えできるのが、委員のほうに資料要求いただきました内容の部分だけになってしまうんですけども、我孫子市の湖北地区図書館用地の選定に関わる調査報告書を受けまして、その中で一番点数が高かったものが現地になっております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その後、用地の取得の委託ということで、土地開発公社のほうに委託をするわけなんですけれども、それに当たりましては不動産の鑑定をさせていただいておりました。不動産の鑑定の中には、特に埋設物の件について明言されてはいなかったわけなんですけれども、その後、埋設物があったという報告があったのではないかというふうに、私のほうでは承知しております。

その後なんですけれども、その湖北台地区の公共施設の老朽化が進みまして、湖北地区図書館の整備に当たっては、複合化を視野に庁内関係課で検討することになったと。その土地には湖北台の図書館は建てないというような運びになったというところが内容でございます。

○委員（西垣一郎君） 鑑定書をちょっと読ませていただいたら、この地中埋設物等に関することについてなんですけれども、隠れた瑕疵の存在が判明してもまず評価上の責任を負わないということと、あともう一つ関係機関に聴取したところ地下埋設物の存在可能性は低いというような記載がありました。

その中で我孫子市のほうが土地開発公社のほうに委託をするときに、委託内容として、用地の取得と測量に関してということをお願いはしているんですけれども、これちょっと委員会なのであれなんですけれども、教育委員会としては、この地中埋設物のことに関して瑕疵がないのかどうか、あとはその業務上のリスクというものをどういうふうに捉えていたのか、そういったところというのはどういうふうに把握されましたか。お願いしているのはあくまで教育委員会で、業務委託になるので。

○図書館長（中山千草君） 不動産の鑑定のほうは、確かに教育委員会のほうで依頼をしております。先ほど委員のおっしゃったように、不動産の鑑定の中には埋設物がある可能性は低いだろうというようなことを書いてあったのは事実です。

その後、今瑕疵というお話だったんですけれども、その後、あくまでも土地のほうの売買は土地開発公社のほうに委託をしてやっていただいております。その後、土地の取得をするのは土地開発公社のほうにお願いして、取得をした後、土地開発公社のほうと我孫子市が売買のもう一回契約を結び直したというような流れが今、あります。

○委員（西垣一郎君） いや、もう一回聞きますけど、埋設物に関しては教育委員会はどういうふうに捉えていて、それに関して、土地開発公社のほうにちゃんと調べてくださいというふうに言ったのか言わないのか。お願いしたのかお願いしていないのか。そういうふうなところのやり取りを教えてくださいということです。

○図書館長（中山千草君） 申し訳ありませんでした。

特に瑕疵についてどのような協議をしたという記録は、私のほうでは確認できませんでした。

○委員（西垣一郎君） 私もちょっといろいろ資料を見直しても、多分やり取りはなかったような感じはしますし、なかった気はします。何でかという、結局、昭和41年に建設した農業用水管

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

がその土地にあったということですよ。それで、結局、この土地どうだったのか、何だったんですかという話になっちゃうんですよ。結局はね。今言える範囲ですけど。

そこで、結局は、多分埋設物ありました。じゃ、図書館建てられませんでした。じゃ、原課としてどういうふうに対応したんですかということをごちゃと今教えてもらえますか。

○図書館長（中山千草君） 一番初めのほうに少し御答弁させていただいたんですけども、平成21年の3月に湖北地区の図書館基本計画をその後策定いたしまして、中里地区に図書館用地の一部を取得したというまず流れがあります。

しかし、湖北台地区の公共施設の老朽化が進んだことにより、湖北地区図書館の整備に当たっては、その後、複合化を視野に庁内関係課で検討することとなりました。その後、湖北分署の移転を中心に、その他の公共施設の複合化を検討していく中で、中里地区のその土地には、図書館は建設を行わないというような結論に達したということで、平成29年の4月あたりに、改めて中里地区に図書館の建設は行わないことを説明させていただいたという流れがございます。

○委員（西垣一郎君） その経緯は、もう分かっている話なんですけれども。結局、じゃ、買うまでにどういうプロセスを踏んだのかということも問題で。じゃ、買います、それで教育委員会でも内部で会議かけたり、いろいろ事務手続して、決裁して買ったわけじゃないですか。そのときに誰も言わなかったんですか。この埋設物。要は、業務執行上リスクがあります。こういうリスクがありますよ。もしかしたら埋設物あるかもしれませんよ。調べたらどうですかというようなことって言わなかったんですかね。把握されている範囲で結構ですよ。

何でかというところ、この鑑定書のところに、関係機関等に聴取したところ、埋設物の存在する可能性は低いってわざわざ書いているんですよ。だから関係機関の誰に聞いたのかなということもちょっと疑問なんで。そういったところのリスクってというのはどういうふうに捉えていたのかなというところを、ちょっとお聞かせいただけますか。

○図書館長（中山千草君） その詳細の内容は、申し訳ありません、確認は取れておりません。

不動産鑑定書類のほうは、そのようには書いてはありました。

○委員（西垣一郎君） その説明だけになっちゃうと、教育委員会の中の範囲ですけど、当時は買主である行政側のほうが通常買う注意を払わなかったというようなふうにみなされますけど、そういう理解でいいんですかね。

○図書館長（中山千草君） はい、そうなります。

○委員（西垣一郎君） 分かりました。じゃ、注意を払わなくて買ったということで。はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員（佐々木豊治君） 今のついでなんですけれども、あの場所は教育委員会も、議員も皆さんも誰もいなかったの。私以外は知らない、ほとんど。昭和41年のことですから。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

当時マツモトキヨシさんであの土地を持っていたんですよね、市長ね。それで、お母さんが中里の方だったんですよね。それで、ぜひ地域のために貢献したいということで、売りましょうという。1反歩というか、平米数あるんですけども。それで、先ほどお話ししたとおり、土地開発公社がね。市のほうはお金なかったから。土地開発公社で、じゃ、何とかいうことになったんで、それでマツモトキヨシさんに譲ってもらったんです。あの土地は。

その前は中里地域の子ども会が使っておったんです、あそこは。今は亡き、前に民生委員をやった方、イワイさんという方ね。あの方が子ども会の会長さんで、私は文書持っています。当時のね。あれを何とか私たちが使わせてくださいと、私に来たことあったんです。けども、土地開発公社と、あるいは市と話し合ったものですから、当然もうこれは譲り渡すしかないだろうということで、泣く泣く中里子ども会の会長さんが諦めたんですよ。だから、いずれにしても、あの土地に湖北地区図書館どうですかって、誰も返事、オーケーしませんよ、はっきり言う。だから、そういういきさつあります。

ただ言えることは、あの土地をはっきり言うと有効利用しなきゃいけないと思うんです、あれは。管理費までかかって、今は上村建設さんが資材置場で建設現場で使っていますけど、プレハブでね。できるだけあの土地を有効活用していただきたいなと思っているんです。

当時たしか3,000万円ぐらいだったかな、たしか値段ね。だから、お金あるときじゃないもんですから、本当にお願いなんですけども、有効利用して何か我孫子で使えるような施設でも何でもいいですから、考えていただきたいな。これは要望ですけど、お願いいたします、市長。

○市長（星野順一郎君） あそこは既存宅地ですから、前の持ち主さんも、市が使わなければ売却して家が建てられますから、その話は出ていました。今のところ御指摘のように、ちょうど湖北の消防署の建てるときの建設現場としてお貸しをしていますけれども、あれが建て終わると、あの土地は要らなくなってしまう。

ただ、消防署の隣に、一角にお墓があるのは御存じだと思いますけど、あそこの移転場所として地権者には、ちょうどお墓の隣になりますから、こちらで移転をお願いをしたんですけど、今のお墓の所有者からすると、動かす気がないということでしたので。ただ、これから将来的には、また考えも変わるかもしれないんで、そこについては少し残しておくこともあるなというふうには思っています。

あとは御存じのように、わかくさこども園の土地の一部として、わかくさこども園にもお譲りをしていますんで、残った部分の活用というのは、またこれから考える必要はあるなというふうには思っています。

○委員（佐々木豊治君） 御案内のとおり、駅から近いんですよ、あの場所はね。当時水道もなかったんです。ナカノカツマさんっていう方、もう亡くなったんですけど、大地主さんなんですけれ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ども。水道がなくて、佐々木さん、水道局行って頼んでくれと、水道を敷いてやったんですね。ですから、非常に使い勝手がいいんですよ、公共施設としては。だからその辺を十分考慮しながらね、ステップアップしていただければと思います。お願い申し上げます。

○委員（西川佳克君） 先ほどの関連でスポーツ関係なんですが、議案にちょっと出ていたので改めてお尋ねしたいんですが。今後のスケジュール予定という形で、令和9年4月に五本松広場の供用開始。これはもう以前、皆さんのほうから聞いているんですが。このスケジュールの中から、ずっと逆算して、ネーミングライツ、これも一般質問でしましたけど、ネーミングライツについてのスケジュールも、これと同じように進めていくのか。それともこのネーミングライツは全然関係ないのか。あるいはいつぐらいにこういったネーミングライツの募集をかけたり、もしくは業者とかしていくのか、お尋ねしたいんですけども。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 今、全庁挙げて財政課が中心になって協議をしているところなんですが、五本松運動広場に関しましては、どういう施設になるのかという設計がある程度組み上がって、イメージ図がないと、今現状建物があるわけではないですから、それをもってネーミングライツをかけたほうが有効かということで、実際にはそれが3月から動き始めるんですけども、6月ぐらいにかけられればいいかなというところで考えているところです。

○委員（西川佳克君） そうすると、この建物がある程度出来上がりが分かってきて、6月以降に財政課とも調整しながらやっていくという形で、最終的には令和8年12月ぐらいですか、もっと後になるんですが、ぎりぎりぐらいになるんですか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 6月に選定委員会ですね、庁内の委員会なんですけれども、そこでどういった募集要項にするんですとか、金額ですとか、そういったものを協議して、その後公募に入ります。その後、やっぱり看板を作成する状況がありますので、少なからず3か月ぐらいは業者の作成する期間は見ておく必要があると思いますので、12月ぐらいには恐らく決まっていればなというふうには考えておるところでございます。

○委員（西川佳克君） ありがとうございます。最後にします。

要は何が私、言いたいかという、結局新しい施設になって、以前言ったネーミングライツでやりましょうということになって、工事もし、どこのネーミングライツになるか分からないですけども、ここ一緒にやっていかないと、どっちかが先ということもないでしょうから、ぜひそのスケジュールリングもよく見ていただいて、先ほど来言っていますけれども、もう未来の子どもたちがここを使っていいなというような大々的な、ちょっと夢は大きいかも分かんないですけども、やっぱり大々的なスポーツ施設にしていきたいなというのがありますから、ぜひそのあたりは、くどいようですけども、要望を兼ねて、いい施設とそしてネーミングライツができればなど。

たとえ小さな企業体でも、椅子に名前が入るとか、看板に名前が入るとか、どこか施設の端っこ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

にでも名前が入るとか、1社じゃなくても2社でもいろんな方法があると思うので、ドームなんかそうなんですけれども。ぜひ、我孫子もこういった形でトライしていただきたいなと思います。

答弁は結構です。よろしくお願いします。

○副委員長（芹澤正子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（芹澤正子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時19分開議

○副委員長（芹澤正子君） 再開いたします。

次に、子ども部に対する質問をお願いいたします。

○委員（佐々木豊治君） 実は本会議でも申し上げたんですけれども、保育士さんが圧倒的にいないんですから、本当に我孫子市の保育行政というのはどうかなと思うんです、このままでいったら。ですから、何らかの方法で保育士さんの募集はやっているのは聞いていますけれども、何かいい方法ないでしょうか。例えば柏市みたいに総合型にやって、保育士さん来たら各園に回すとかいろんな方法あると思うんです。

いずれにいたしましても、募集要項をもう少し検討しながら1人でも2人でも増やすような体制を取らないとなかなか来ませんよ、はっきり申し上げると。その辺、答弁お願いします。

○保育課長（石山達也君） 佐々木委員おっしゃるとおりでございまして、やっぱり保育士不足というのはもちろん喫緊の課題になっております。その中で、今、幼稚園、保育園等で合同就職説明会を行ったりというところで、あとは処遇改善を行ったりというところで募集をかけているところですが、でもそれでもやっぱりなかなか集まらないという状況がありますので、他市の事例とかを見ながら、どういう方法であれば集められるのかというところは研究していきたいと思っております。

○副委員長（芹澤正子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（芹澤正子君） ないものと認めます。

ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。

午後4時21分散会